

法務省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成16年度法務省事後評価実施結果報告書」(平成17年7月29日付け法務省秘企第739号による送付分)における28件(注1)の政策評価のうち、法務省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した実績評価方式による24件の政策評価
- イ 「平成17年度法務省事前評価実施結果報告書」(平成17年8月26日付け法務省秘企第811号による送付分)における5件(注2)の政策評価のうち、法務省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した事業評価方式による5件の政策評価

(注1) 送付を受けた30件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価(1件)及び総合評価方式を用いた評価(中間報告)(1件)を除いた28件の政策評価

研究開発を対象とした評価については、別途整理する予定である。また、総合評価方式を用いた評価として、評価時期が到来していないものについての中間的な報告1件があるが、評価結果がまとめられたものでないため、審査の対象としていない。

(注2) 送付を受けた8件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価(3件)を除いた5件の政策評価

2 実績評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

(目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。(注1、2)

目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期(基準年次)及び目標を達成しようとする時期(達成年次)が設定されているかどうか。

目標設定に関し、目標設定の考え方やその根拠は明らかにされているかどうか。

(注1) 目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

(注2) 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水

準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

(目標の達成度合いの判定方法)

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

(2) 審査の結果

「平成 16 年度法務省事後評価実施結果報告書」における 28 件の実績評価のうち、法務省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した 24 件についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添 1「政策評価審査表（実績評価関係）」参照）。

【 審査結果整理表 】

整理 番号	政 策	目標の設定状況				目標設定 の考え方	目標の達成度合い の判定方法（判定基準の 定量化等）
		目標値等の 設定の有無	目標期間の 設定の有無				
			基準年次	達成年次			
2 - (1) 国民の権利の保全に関する法制度・運営及び国民の基本的人権の擁護							
登記事務のコンピュータ化							
(基本目標)登記情報の電子化により、登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく、登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また、利用者が登記所に向くことなく登記情報にアクセスすることができ、自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。							
(達成目標)平成 19 年度末を目標に全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。							
	指標数 2	= 2	= 2	= 2	- = 2		
商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入							
(基本目標)商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入を次の「達成目標」により進めることにより、電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現する。							
(達成目標)本制度を利用可能な法人の割合を平成 16 年度早期に 100%とする。							
	指標数 1						
外国法事務弁護士の在り方							
(基本目標)国民等が享受する外国法事務サービスの向上							
(達成目標)外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やす。							
	指標数 2	= 1、 = 1	年度ごと		= 2		(注 5)
債権管理回収業の監督							
(基本目標)債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正の確保							
(達成目標)債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。							
	指標数 3	= 2、 - = 1	年度ごと		- = 3		
人権侵犯事件の適正な調査・処理							
(基本目標)人権侵害による被害が救済され、予防される。							
(達成目標 1)女性に対する人権侵犯事件への取組（調査・処理）強化							
	指標数 1	= 1	年度ごと		- = 1		(注 5)
(達成目標 2)子どもに対する人権侵犯事件への取組（調査・処理）強化							
	指標数 1	= 1	年度ごと		- = 1		
人権相談の充実							
(基本目標)人権について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される。							
(達成目標 1)女性をめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備							
	指標数 1	= 1	年度ごと		- = 1		(注 5)
(達成目標 2)子どもをめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備							
	指標数 1	= 1	年度ごと		- = 1		
(達成目標 3)日本に居住する外国人が気軽に相談できる体制の整備							

	指標数 1	= 1	年度ごと	- = 1	
人権啓発活動の推進					
(基本目標)人権尊重について国民の理解が深まる。					
(達成目標 1)人権啓発活動ネットワークに参加する市町村数を増加させ、ネットワーク事業による人権啓発活動の事業規模を拡大する。					
	指標数 2	= 2	年度ごと	- = 2	(注 5)
(達成目標 2)全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなるようにする。					
	指標数 2	= 2	年度ごと	- = 2	
民事法律扶助事業の推進					
(基本目標)資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」が実質的に保障される。					
(達成目標 1)増大する需要に対処するため、事業の効率化を図りつつ、民事法律扶助事業(法律相談援助、代理援助及び書類作成援助)の実施件数を増加させる。					
	指標数 4	= 4	年度ごと	- = 4	(注 5)
(達成目標 2)立替金債権の償還率を向上させる。					
	指標数 1		年度ごと	-	
2 - (2) 法秩序の維持(刑事・治安の面から)					
被害者等通知制度の適切な運用					
(基本目標)刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。					
(達成目標)被害者等に対し、被害者等通知制度を広く知らせて、通知を希望する人に対し、可能な範囲で、刑事事件の処分結果等の情報を提供する。					
	指標数 3	- = 3	年度ごと	- = 3	
検察広報の積極的推進					
(基本目標)検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。					
(達成目標)全国の各検察庁において、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。					
	指標数 3	- = 3	年度ごと	- = 3	
捜査における通訳の適正の確保					
(基本目標)適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。					
(達成目標)通訳人に対し、捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。					
	指標数 2	= 2	年度ごと	- = 2	
矯正職員に対する研修の充実強化					
(基本目標)受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。					
(達成目標)矯正施設で勤務するすべての職員に対し、質の高い人権研修を受講する機会を与える。					
	指標数 4	= 4	年度ごと	= 4	
矯正施設における職業教育の充実強化					
(基本目標)受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。					
(達成目標 1)受刑者に対し、広く職業訓練の機会を与える。					
	指標数 2	= 2	年度ごと	- = 2	(注 5)
(達成目標 2)受刑者に対し、職業に必要な知識・技能を修得させる。					

	指標数 2	= 2	年度ごと	- = 2	
矯正施設における教育活動の推進					
(基本目標)被収容者が、犯罪、非行事実を客観的に見つめ、被害者に対する自らの過ちに気づき、自己の責任を自覚できるようにする。					
(達成目標)被害者の立場を理解し、被収容者の改善更生を目指す教育プログラムを実施する。					
	指標数 1	= 1	= 1	= 1	- = 1
民間との協働による犯罪者の更生					
(基本目標)行刑施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させる。					
(達成目標)民間委託率の向上					
	指標数 1	= 1	年度ごと	- = 1	
行刑施設における過剰収容の緩和					
(基本目標)行刑施設における被収容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。					
(達成目標)過剰収容下にある行刑施設において収容能力拡充のための整備を促進する。					
	指標数 1	= 1	年度ごと	- = 1	(注5)
更生保護活動の推進					
(基本目標 1)保護観察対象者が改善更生する。					
(達成目標 1)保護観察処遇の充実強化を図る。					
	指標数 3	= 2、- = 1	= 3	= 3	- = 3
(達成目標 2)保護観察対象者の就業を確保する。					
	指標数 2	= 2	= 2	= 2	- = 2
(基本目標 2)保護司制度がより活性化される。					
(達成目標)保護司を幅広く確保し、研修を充実させる。					
	指標数 4	= 3、- = 1	年度ごと	- = 4	-
(基本目標 3)犯罪予防活動を助長する。					
(達成目標 1)社会を明るくする運動への参加を促進させる。					
	指標数 2	= 2	年度ごと	- = 2	-
(達成目標 2)更生保護ボランティア団体の活動を促進する。					
	指標数 1	- = 1	年度ごと	- = 1	-
(基本目標 4)更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。					
(達成目標)築後おおむね 20 年以上経過し、老朽化が進んだ更生保護施設について、順次改築・補修する。					
	指標数 1	= 1	年度ごと	- = 1	
「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施					
(基本目標 1)オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。					
(達成目標)観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。					
	指標数 1	- = 1	年度ごと	- = 1	-
(基本目標 2)内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。					
(達成目標)内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。					
					-

	指標数 1	- = 1	年度ごと	- = 1	
2 - (3) 出入国の公正な管理					
外国人の円滑な受入れ					
(基本目標)我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。					
	(達成目標 1) 専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。				
	指標数 1	- = 1	= 1	= 1	- = 1
	(達成目標 2) 研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。				
	指標数 1	- = 1	= 1	= 1	- = 1
	(達成目標 3) 学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。				
	指標数 1	- = 1	= 1	= 1	- = 1
好ましくない外国人の排除					
(基本目標)我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。					
	(達成目標) 平成 20 年までの 5 年間で不法滞在者を半減させる。				
	指標数 2	= 1、 - = 1	= 2	= 2	= 1、 - = 1
2 - (4) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理					
国の利害に関係のある争訟の処理					
(基本目標) 訟務部門が処理する本訴事件を適正・迅速に処理することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。					
	(達成目標) 訟務部門が処理する本訴事件の第 1 審の訴訟手続をすべて 2 年以内に終了させる。				
	指標数 1				
2 - (5) 全ての任務に共通する施策及び国際協力に関する施策等					
広報活動の推進					
(基本目標) 国民等が、法務省の活動を理解できるようにする。					
	(達成目標 1) 法務省ホームページのアクセス件数が増加する。		年度ごと		-
	指標数 1				
	(達成目標 2) 法の日週間への参加国民数が増加する。		年度ごと		-
	指標数 1				
	(達成目標 3) 法務省見学者が増加する。		年度ごと		-
	指標数 1				
	(達成目標 4) 法務省広報誌(「法務省だより・あかれんが」)の一般読者数が増加する。		年度ごと		-
	指標数 1				
	(達成目標 5) 法務省の業務紹介ビデオの貸出件数(上映件数)が増加する。		年度ごと		-
	指標数 1				
国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進					
(基本目標) 開発途上国における刑事司法運営が効率的になされるようになる。					
	(達成目標 1) 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施				
	指標数 2	= 2	年度ごと		- = 2

(注 5)

(達成目標 2) 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により、刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催					
指標数 2	= 2	年度ごと	- = 2		
(達成目標 3) 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加					
指標数 2	= 2	年度ごと	- = 2		
法制の維持及び整備に関する国際協力の推進					
(基本目標) 支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。					
(達成目標 1) 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施					
指標数 2	= 2	年度ごと	- = 2		
(達成目標 2) 諸外国の法制等の調査研究の実施					
指標数 2	= 2	年度ごと	- = 2		
(達成目標 3) 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催					
指標数 2	= 2	年度ごと	- = 2		
合計 (24 施策)					
(8 達成目標)	= 2	= 2	= 2	= 1	= 2
(8 指標)	= 6				
(38 達成目標)					= 8
(71 指標)	= 29 = 26	= 13	= 13	= 7	
(備考)					

- (注) 1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「 」を記入し、いずれにも該当しない場合には「 - 」を記入している。ただし、達成すべき水準は数値化されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されている場合には「 」を記入している。
また、網掛けの行には、指標に着目した場合の「 」、「 」及び「 - 」の分類に該当する指標数を記入している。
- 2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「 」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「 」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「 - 」を記入している。
また、網掛けの行には、指標に着目した場合の「 」及び「 - 」の分類に該当する指標数を記入している。
- 3 「目標設定の考え方」欄には、
目標値及び目標期間（達成年次）のいずれも設定されているものについて、いずれの考え方についても明らかにされている場合に「 」、「 」及び「 - 」の分類に該当する指標数を記入している。
目標値及び目標期間（達成年次）のいずれか一方が設定されているものについて、その考え方が明らかにされている場合に「 」を記入している。
上記「 」のいずれにも該当しないものには「 - 」を記入している。
また、網掛けの行には、指標に着目した場合の「 」、「 」及び「 - 」の分類に該当する指標数を記入している。
- 4 「目標の達成状況の判定方法（判定基準の定量化等）」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的で明確なものとして示されている場合には「 」を記入し、示されていない場合には「 - 」を記入している。
- 5 目標の達成状況の判定方法について、「目標値等の設定の有無」欄における指標のうち、すべてに「 」を記入したもの又はいずれについても「 」若しくは「 」を記入したものは、達成すべき水準が数値化等により具体的に特定されているとはいえないことから、目標の達成度合いについての判定はで

きない。これについて、法務省においては、目標期間が年度ごととされ、かつ、前年度よりも数値を向上させる等の達成すべき目標の方向が示されていることから、目標を達成したかどうかの判定はできるものとしている。

3 事前の事業評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている(基本方針 - 4 - ア)。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている(行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「評価法」という。)第9条及び同法施行令(平成13年政令第323号)第3条)。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、さらに質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

(政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第3条)。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係性を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性(安定性)はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されて

いるか。

費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

(事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である(基本方針 - 4 - ウ)。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的(定量的)に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。

事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成 17 年度法務省事前評価実施結果報告書」における 5 件の事業評価(事前)のうち、法務省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した 5 件についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである(詳細は、別添 2「政策評価審査表(事業評価(事前)関係)」参照)。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに 関する検証方法		効率性に関する情報	検証を行う時期の 特定	効果の把握の方法 の特定性
				推論	その他			
1	高崎法務総合庁舎新営工事	施設整備(調査費要求)						
2	伊丹法務総合庁舎新営工事	施設整備(事業費要求)						
3	宮崎法務総合庁舎新営工事	施設整備(事業費要求)						

4	島根あさひ社会復帰促進センター整備事業	施設整備(事業費要求)					
5	小田原少年院新営工事	施設整備(調査費要求)					
合 計			= 5		= 3	= 5	= 5
(備考)							

- (注) 1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「 」を、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「 」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「 - 」を記入している。
- 2 「効果の達成見込みに関する検証方法」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入している(複数もあり得る。)
「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。
<その他(例示)>
「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。
「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。
「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
なお、施設整備のうち、施設に付加される機能が具体的に示されており、かつ当該施設の利用が確実に見込まれることにより、施設の完成によって得ようとする効果が得られることとなるものについては、当該欄に斜線を記入している。
- 3 「効率性に関する情報」欄には、当該政策(施策や事業)の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「 」(当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「 」)を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額(実績額)等の記載にとどまっている場合には「 」を、上記の情報が記載されていない場合には「 - 」を記入している。
- 4 「検証を行う時期の特定」欄には、当該政策(施策や事業)について、事後的検証を行う時期が特定されている場合には「 」, 事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていない場合には「 」, 実施することが明らかにされていない場合は「 - 」を記入している。
- 5 「政策効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「 」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「 」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添 1】

政策評価審査表（実績評価関係）

（説明）

本表は、公表された法務省の「平成 16 年度法務省事後評価実施結果報告書」に基づき総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	法務省の評価書において、評価の対象とされた施策目標ごとに付されている番号を記入した。
「政策名」欄	評価書の「施策等の名称」欄に記載されている事項を記入した。
「達成すべき目標」欄	評価書の「基本目標」欄及び「達成目標」欄に記載されている事項を記入した。（達成目標が設定されていない場合は - を記入した。）
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（= outCome）はアウトカム、「P」（= outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」欄	評価書の「指標」欄に記載されている事項を記入した。
「指標分類」欄	別添の「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「P」、「CM」、「CI」のいずれか該当するものを記入した。 なお、「CM」（= outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（= outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（= outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	基本目標又は達成目標が達成されたとする状態を示す数値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を、また、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を記入した。（年度ごとに目標の達成度合いを把握しているものについては「年度ごと」と記入した。）
「目標設定の考え方及びその根拠」欄	目標設定に関し、目標設定の考え方やその根拠が記載されている場合に、その考え方、根拠を記入した。
「測定結果等」欄	評価書の「評価の内容」欄等の記述に基づき、測定結果、施策の実施状況等を記入した。
「評価の結果」欄	評価書の「評価の内容」欄等の記述に基づき、評価の結果及び評価の結果に基づく今後の課題等を記入した。
「政策手段」欄	基本目標又は達成目標を実現するために具体的に講じる手段を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスに対する満足度、○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量、○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施件数、○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、○環境基準の設定 ○検査件数、○行政処分の実施件数
行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の開催回数、○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の参加者数、○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、○インターンシップ参加者数
行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

政策評価審査表（法務省）

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段			
							基準年次	達成年次							
2 - (1) -	登記事務のコンピュータ化	(基本目標) 登記情報の電子化により、登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく、登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また、利用者が登記所に出向くことなく登記情報にアクセスすることができ、自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。	P	/	/	/	平成13年度	平成19年度	/	/	平成16年度における電子化の実績を維持すれば、不動産登記については、19年度未までに、全国の登記情報の電子化がおおむね完了する見込みであり、また、商業・法人登記については、17年度未までに、登記情報の電子化はおおむね完了する見込みであり、いずれも目標を達成できる見込みである。	登記情報の電子化			
		(達成目標) 平成19年度末を目標に全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。	P				(不動産登記) 全国の登記簿の総不動産筆数に対する移行完了筆数割合	P					全国の登記情報の電子化をおおむね完了(100%)	-	不動産登記情報電子化移行完了率：77.9% (平成16年度未現在)
		(達成目標) 平成19年度末を目標に全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。	P				(商業・法人登記) 全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数割合	P					登記情報の電子化をおおむね完了(100%)	-	商業・法人登記情報電子化移行完了率：95.5% (平成16年度未現在)
2 - (1) -	商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入	(基本目標) 商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入を次の「達成目標」により進めることにより、電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現する。	P	/	/	/	平成13年度	平成16年度	/	/	平成16年度未現在において、本制度を利用可能な法人の割合は、100%となっており、目標を達成した。	電子認証制度の導入			
		(達成目標) 本制度を利用可能な法人の割合を平成16年度早期に100%とする。	P				本制度を利用可能な法人の割合	CM					13年度：約50%以上 14年度：約85%以上 15年度：約95%以上 16年度早期：100%	(考え方) 目標数値は、電子政府の実現目標となる平成15年度までに導入を終えることを原則としつつ、予算の効率的な執行に配慮して、保有法人数の多い登記所から優先的に制度を導入することとした場合に得られる数値を基礎としている。 (根拠) -	本制度利用可能な法人割合：100% (平成16年度未現在)

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方 及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段																												
							基準年次	達成年次																																
2 - (1)	外国法事務弁護士の在り方	(基本目標) 国民等が享受する外国法事務サービスの向上	C	外国法事務弁護士の増加	C M	対前年度増	平成16年度		<p>(考え方) 外国法事務弁護士の現登録者数の増加は、我が国における外国法に関する法律サービスの供給量が増加していることの証左となり得ることから、現登録者数が増加することを目標に、現登録者数の前年度からの増加を成果指標としている。 (根拠) 法令「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」</p>	<p>外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認申請受理数</td> <td>40</td> <td>43</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>承認者数(新規)</td> <td>35</td> <td>42</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>登録者数(新規)</td> <td>27</td> <td>44</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>総承認者数</td> <td>412</td> <td>454</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>総登録者数</td> <td>397</td> <td>441</td> <td>487</td> </tr> <tr> <td>現登録者数</td> <td>189</td> <td>213</td> <td>236</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位は人</p>	区分	H14年度	H15年度	H16年度	承認申請受理数	40	43	46	承認者数(新規)	35	42	46	登録者数(新規)	27	44	46	総承認者数	412	454	500	総登録者数	397	441	487	現登録者数	189	213	236	<p>平成16年度の外国法事務弁護士の現登録者数は前年度の213人から10.8%増加して236人となった。外国法事務サービスの供給量が増加し、国内外のニーズに応えるものとなったと評価することができる。また、承認取消者数ゼロを維持することができたことは、これまでの資格審査事務が適正であったことを示し、登録後も2年次報告書等によりその業務内容を把握することに努めてきた成果であり、外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やすという目標を達成する結果となった。</p> <p>今後も社会、経済活動の国際化に伴い、国民等が享受する外国法事務サービスを提供することのできる司法的なインフラとして、外国法事務弁護士に対するニーズの継続的な増加が見込まれることから、外国法事務弁護士制度の整備、拡充を図っていく必要がある。</p>	<p>事前相談事務等 承認事務等 承認審査事務 処理の迅速性の維持 関連法令の改正作業</p>
		区分	H14年度				H15年度	H16年度																																
承認申請受理数	40	43	46																																					
承認者数(新規)	35	42	46																																					
登録者数(新規)	27	44	46																																					
総承認者数	412	454	500																																					
総登録者数	397	441	487																																					
現登録者数	189	213	236																																					
(達成目標) 外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やす。	C	承認取消者数	C M	承認取消者数ゼロの維持	<p>(考え方) 承認取消者がいないことは、これまでの資格審査が適正であったことを示すものであり、登録後も外弁法施行規則第9条第2項に定められている外国法事務弁護士の承認基準を維持しているか等につき、2年ごとに一定事項の報告を求める2年次報告等によりその業務内容を把握することに努めてきた成果であり、外国法事務弁護士の質を保っていることの証左となり得ることから、承認取消者数ゼロの維持も成果目標としている。 (根拠) 法令「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」</p>	<p>外国法事務弁護士の承認取消者数に関する状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認取消者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>総承認取消者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位は人</p>	区分	H14年度	H15年度	H16年度	承認取消者数	0	0	0	総承認取消者数	0	0	0																						
区分	H14年度	H15年度	H16年度																																					
承認取消者数	0	0	0																																					
総承認取消者数	0	0	0																																					

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段																								
							基準年次	達成年次																												
2 - (1) -	債権管理回収業の監督	(基本目標) 債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正の確保	C	苦情申立ての状況(苦情率)	P	対前年減	平成16年度			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苦情の申立て件数(件)</td> <td>40</td> <td>48</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 行為規制に関するもの(件)</td> <td>39</td> <td>42</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>行為規制以外に関するもの(件)</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>その他(件)</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>苦情率(%)</td> <td>52.6</td> <td>56.5</td> <td>56.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 苦情率(年間苦情受付件数÷営業会社数×100)</p>	区分	H14年度	H15年度	H16年度	苦情の申立て件数(件)	40	48	51	(内訳) 行為規制に関するもの(件)	39	42	43	行為規制以外に関するもの(件)	0	2	8	その他(件)	1	4	0	苦情率(%)	52.6	56.5	56.0	<p>債権管理回収業の許可申請件数は、98件で前年度に比較して11件増加した。「苦情率」は56%で、前年度に比較して0.5ポイント減少した。「実施率」は37.4%で、前年度に比較して0.9ポイント増加しているほか、「ヒアリング実施件数」は224件で、前年度に比較して46件増加したが、その結果についても特に問題になる事項は認められなかった。業務改善命令等の行政処分は皆無であった。したがって、債権回収会社に対する立入検査の実施率及び債務者に対する回収状況ヒアリングの実施件数がいずれも増加して、債権回収会社に対する監督が適切かつ効率的に行われた結果、債権回収会社に対する苦情率が減少したほか、前回の立入検査で指摘した事項の改善も適切に行われており、業務改善命令等の行政処分は皆無であるなど、債権回収会社の適正業務が確保されたことにより、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するという所期の目的を達成する結果となった。よって、債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保されたことから、本施策は有効であったものと認められ、今後も引き続き実施する必要がある。</p>	債権管理回収業の営業許可に係る審査 債権回収会社に対する行政処分 債権回収会社に対する立入検査 債権回収会社の回収状況調査
		区分	H14年度				H15年度	H16年度																												
		苦情の申立て件数(件)	40				48	51																												
		(内訳) 行為規制に関するもの(件)	39				42	43																												
		行為規制以外に関するもの(件)	0				2	8																												
その他(件)	1	4	0																																	
苦情率(%)	52.6	56.5	56.0																																	
(達成目標) 債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。	C	対前年増	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施会社数</td> <td>23</td> <td>31</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>営業会社数</td> <td>76</td> <td>85</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>実施率(%)</td> <td>30.3</td> <td>36.5</td> <td>37.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 実施率(実施会社数÷営業会社数×100)</p>	区分	H14年度	H15年度	H16年度	実施会社数	23	31	34	営業会社数	76	85	91	実施率(%)	30.3	36.5	37.4																	
区分	H14年度	H15年度	H16年度																																	
実施会社数	23	31	34																																	
営業会社数	76	85	91																																	
実施率(%)	30.3	36.5	37.4																																	
	P	-	<p>前回の立入検査で指摘した事項については、各改善措置が執られ、妥当な業務が行われており、特に問題となる事項は認められなかった。</p>																																	
参考指標1 回収先(債務者)ヒアリングによる回収状況把握	P	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒアリング実施件数(累計)(件)</td> <td>105</td> <td>178</td> <td>224</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H14年度	H15年度	H16年度	ヒアリング実施件数(累計)(件)	105	178	224																									
区分	H14年度	H15年度	H16年度																																	
ヒアリング実施件数(累計)(件)	105	178	224																																	
参考指標2 債権管理回収業の営業許可審査件数	P	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業許可審査件数(件)</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>審査件数(累計)(件)</td> <td>76</td> <td>87</td> <td>98</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H14年度	H15年度	H16年度	営業許可審査件数(件)	11	11	11	審査件数(累計)(件)	76	87	98																					
区分	H14年度	H15年度	H16年度																																	
営業許可審査件数(件)	11	11	11																																	
審査件数(累計)(件)	76	87	98																																	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
2 - (1)	人権相談の充実	(基本目標) 人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される。	C					平成16年度			平成16年中の「女性の人権ホットライン」の総利用件数は26,908件(対前年比2,207件の減少)であり、また、「子どもの人権110番」の総利用件数は8,119件(対前年比874件の減少)となっており、女性、子どもを被害者とする人権侵犯事件処理数が増加していることからしても、これらの相談活動が、人権侵犯事実を把握する端緒として有効に機能し、被害者の救済に役立っていると考えている。また、「外国人のための人権相談所」の相談件数も16年度は575件であり、昨年(634件)に比して若干減少しているが、一昨年(387件)と比べると約49%の増加となっており、ここ2年間は高水準で推移しているということが言え、我が国に暮らす外国人のための相談所として定着しつつある。	相談窓口への女性の職員等の配置の推進及び「女性の人権ホットライン」の周知 子どもの人権専門委員の相談活動への積極的な活用及び「子どもの人権110番」の周知 「外国人のための人権相談所」の周知及び特設相談所の開設
		(達成目標1) 女性をめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備	P	専用相談電話「女性の人権ホットライン」における相談件数	P	対前年度増			「女性の人権ホットライン」の総利用件数は26,908件(対前年比2,207件の減)			
		(達成目標2) 子どもをめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備	P	専用相談電話「子どもの人権110番」における相談件数	P	対前年度増			「子どもの人権110番」の総利用件数は8,119件(対前年比874件の減)			
		(達成目標3) 日本に居住する外国人が気軽に相談できる体制の整備	P	「外国人のための人権相談所」における相談件数	P	対前年度増			「外国人のための人権相談所」の相談件数は575件(対前年比59件の減)			

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段																
							基準年次	達成年次																				
2 - (1) -	民事法律扶助事業の推進	(基本目標) 資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」が実質的に保障される。	C				平成16年度			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律相談援助件数(件)</td> <td>58,158</td> <td>68,769</td> <td>76,173</td> </tr> <tr> <td>代理援助開始決定件数(件)</td> <td>35,820</td> <td>40,627</td> <td>48,435</td> </tr> <tr> <td>書類作成援助開始決定件数(件)</td> <td>1,870</td> <td>2,370</td> <td>3,028</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H14年度	H15年度	H16年度	法律相談援助件数(件)	58,158	68,769	76,173	代理援助開始決定件数(件)	35,820	40,627	48,435	書類作成援助開始決定件数(件)	1,870	2,370	3,028	<p>平成16年度の代理援助、書類作成援助及び法律相談援助の各件数は、いずれも15年度と比べて大幅に伸びており、他方で事業の効率的執行のための工夫もなされている。また、16年度に終結した代理援助事件は、援助すべき事案が法律相談等において適切に選別された結果、少なくとも84.8%（15年度は84.6%）の事件が勝訴、和解など被援助者の権利が実現される方向で終結している。これらのことは、民事法律扶助事業に対する需要の増加に対し、財団法人法律扶助協会が適切に対応し、事業を遂行していることを表している。</p> <p>償還金収入は民事法律扶助の主要な財源となっており、平成16年度償還金収入は53億円を超え、15年度を8億円上回り、引き続き償還率も向上している。このことは、扶助協会において、立替金債権を適正に管理し、償還金収入の確保に努めていることを示すものである。</p> <p>上記より、平成16年度の民事法律扶助事業は適正に実施されたものと評価できる。</p>	財団法人法律扶助協会に対する補助金の交付
		区分	H14年度				H15年度	H16年度																				
		法律相談援助件数(件)	58,158				68,769	76,173																				
		代理援助開始決定件数(件)	35,820				40,627	48,435																				
		書類作成援助開始決定件数(件)	1,870				2,370	3,028																				
(達成目標1) 増大する需要に対処するため、事業の効率化を図りつつ、民事法律扶助事業（法律相談援助、代理援助及び書類作成援助）の実施件数を増加させる。	P	法律相談援助の実施件数	P	対前年度増	16年度の事件数は452件、節減額780万円																							
	P	代理援助の実施件数	P	対前年度増																								
	P	書類作成援助の実施件数	P	対前年度増																								
	P	大量一括委託契約による事件数	P	対前年度増																								
		参考指標 代理援助事件（終結事件）の成功率	C M	-		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勝訴</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>和解成立</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>調停成立</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>免責（破産）</td> <td>66.2%</td> </tr> <tr> <td>示談成立</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>成功率</td> <td>84.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	結果	勝訴	4.2%	和解成立	7.8%	調停成立	3.4%	免責（破産）	66.2%	示談成立	3.2%	成功率	84.8%								
区分	結果																											
勝訴	4.2%																											
和解成立	7.8%																											
調停成立	3.4%																											
免責（破産）	66.2%																											
示談成立	3.2%																											
成功率	84.8%																											
(達成目標2) 立替金債権の償還率を向上させる。	P	償還率	P	対前年度増		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>償還率（%）</td> <td>26.6</td> <td>27.0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H15年度	H16年度	償還率（%）	26.6	27.0																
区分	H15年度	H16年度																										
償還率（%）	26.6	27.0																										

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段																																																										
							基準年次	達成年次																																																														
2 - (2) -	被害者等通知制度の適切な運用	<p>(基本目標) 刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。</p> <p>(達成目標) 被害者等に対し、被害者等通知制度を広く知らせて、通知を希望する人に対し、可能な範囲で、刑事事件の処分結果等の情報を提供する。</p>	C				平成16年度			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H14年</th> <th>H15年</th> <th>H16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知者数</td> <td>76,691</td> <td>76,087</td> <td>75,877</td> </tr> <tr> <td>1 単位は人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>H14年</td> <td>H15年</td> <td>H16年</td> </tr> <tr> <td>通知総数</td> <td>79,927</td> <td>79,454</td> <td>80,720</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 事件の捜査処理</td> <td>36,220</td> <td>33,376</td> <td>33,346</td> </tr> <tr> <td>公判期日</td> <td>18,191</td> <td>17,981</td> <td>18,578</td> </tr> <tr> <td>裁判結果</td> <td>24,462</td> <td>26,715</td> <td>26,882</td> </tr> <tr> <td>受刑者の釈放</td> <td>1,054</td> <td>1,382</td> <td>1,914</td> </tr> <tr> <td>1 単位は件 2 統計方法は暦年で1月から12月までの集計である。 3 通知者数と通知件数の違いは、例えば、同一者に対して同一機会に2つの事由(捜査処理と公判期日)を通知をした場合は、通知者数は1、通知件数は2となるためである。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>H14年</td> <td>H15年</td> <td>H16年</td> </tr> <tr> <td>通知希望者数</td> <td>47,690</td> <td>44,442</td> <td>45,967</td> </tr> <tr> <td>通知希望者に通知しなかった数</td> <td></td> <td></td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>1 単位は人 2 統計方法は暦年で1月から12月までの集計である。 3 通知者の総数が希望者の総数を上回っているのは、同一者に対して複数回の通知をしているためである。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	H14年	H15年	H16年	通知者数	76,691	76,087	75,877	1 単位は人				区分	H14年	H15年	H16年	通知総数	79,927	79,454	80,720	(内訳) 事件の捜査処理	36,220	33,376	33,346	公判期日	18,191	17,981	18,578	裁判結果	24,462	26,715	26,882	受刑者の釈放	1,054	1,382	1,914	1 単位は件 2 統計方法は暦年で1月から12月までの集計である。 3 通知者数と通知件数の違いは、例えば、同一者に対して同一機会に2つの事由(捜査処理と公判期日)を通知をした場合は、通知者数は1、通知件数は2となるためである。				区分	H14年	H15年	H16年	通知希望者数	47,690	44,442	45,967	通知希望者に通知しなかった数			17	1 単位は人 2 統計方法は暦年で1月から12月までの集計である。 3 通知者の総数が希望者の総数を上回っているのは、同一者に対して複数回の通知をしているためである。				<p>平成16年においては、45,967名から通知希望があり、延べ80,720件の情報を通知した。また、通知を希望していた被害者等に通知しなかった数は17名であり、その理由の中で最も多いものは、通知対象者の転居等通知不能の場合であり、そのほかの理由としては、事件によりPTSDを発症しており通知することによって病状に悪影響を及ぼすおそれがあるため担当医から通知希望者に通知しないよう依頼があった、新たな紛争又は事件を誘発するおそれがあるため通知することが相当でないことと検察官が判断した場合等であり、通知希望に対して適切に対処している。</p> <p>本年も昨年に引き続きパンフレットや法務省ホームページ等で被害者を始めとする国民に本制度を知らせている。検察官等においては、本制度の実施要領に基づき、被害者その他刑事事件関係者に対し、取調べ等を実施したときなどに通知希望の有無を確認し、通知希望者に対しては、通知することが相当でないことと認められた場合等を除き、刑事事件の処分結果等の情報を通知しており、目標はおおむね達成できたことから本施策について有効性が認められ引き続き実施する必要性がある。今後も提供できる情報や通知方法などについて改善すべき点があれば検討し、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るため、本制度の適切な運用をすることが必要である。</p>	被害者等に対する刑事事件の処分結果等の通知 法務省ホームページ、パンフレット等による広報
			区分				H14年	H15年					H16年																																																									
			通知者数				76,691	76,087					75,877																																																									
			1 単位は人																																																																			
区分	H14年	H15年	H16年																																																																			
通知総数	79,927	79,454	80,720																																																																			
(内訳) 事件の捜査処理	36,220	33,376	33,346																																																																			
公判期日	18,191	17,981	18,578																																																																			
裁判結果	24,462	26,715	26,882																																																																			
受刑者の釈放	1,054	1,382	1,914																																																																			
1 単位は件 2 統計方法は暦年で1月から12月までの集計である。 3 通知者数と通知件数の違いは、例えば、同一者に対して同一機会に2つの事由(捜査処理と公判期日)を通知をした場合は、通知者数は1、通知件数は2となるためである。																																																																						
区分	H14年	H15年	H16年																																																																			
通知希望者数	47,690	44,442	45,967																																																																			
通知希望者に通知しなかった数			17																																																																			
1 単位は人 2 統計方法は暦年で1月から12月までの集計である。 3 通知者の総数が希望者の総数を上回っているのは、同一者に対して複数回の通知をしているためである。																																																																						
			P	通知者数	P	-																																																																
				通知件数	P	-																																																																
				通知希望者数	P	-																																																																

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段																							
							基準年次	達成年次																											
2 - (2) -	検察広報の積極的推進	(基本目標) 検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。 (達成目標) 全国の各検察庁において、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。	C				平成16年度																												
			P	実施状況(対象年齢層)	P	-				全国の各検察庁において各種広報活動を実施し、延べ実施回数は739回、延べ参加人数は約28,009人。広報活動の内訳は、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴、庁舎見学、各種説明・講演、新聞等への寄稿	<p>検察庁において、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が、小学生から一般に至る幅広い層に739回実施され、参加人数も2万8,000人以上と前年に比較して全体的に増加しており、また、移動教室等の参加者から、検察に対する理解が深まったとの感想が寄せられていることから、検察広報が有効に実施されたものと認められる。さらに、ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などにより、より効率的で効果的な検察広報活動が行っている。以上のことから、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動は実施され「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高めること」に向けて、着実に推進していると考えられ、目標はおおむね達成できたことから、本施策について、有効性、効率性が認められ、引き続き実施する必要性がある。今後幅広い層の国民に対して各種広報活動を積極的に実施するとともに、全国の検察庁において積極的に広報活動を展開していくことで、より効果的な検察広報活動の在り方を検討しながら「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める」ために努力をしていく方針である。</p>	<p>広報活動(移動教室、出前教室等)の実施 ホームページの充実 検察広報官の増設</p>																							
			実施状況(対象年齢層別回数)	P	-			平成14年8月、最高検察庁においてホームページを開設し、移動教室や広報ビデオ等の紹介を行っており、より一層の充実を図った。16年度中のアクセス件数は約207,000件																											
			実施状況(内容)	P	-			大規模庁の広報体制を強化するため、平成16年度にはさいたま及び千葉地方検察庁に検察広報官が設置され、報道機関からの取材対応を担当する次席検事を補佐するとともに、各種広報活動の実施、調整及び企画立案を専門に担当																											
								<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢層別</th> <th>実施回数</th> <th>参加人数 (概数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生(2年生から6年生)</td> <td>27回</td> <td>857人</td> </tr> <tr> <td>中学生(全学年)</td> <td>173回</td> <td>2,907人</td> </tr> <tr> <td>高校生(全学年)</td> <td>82回</td> <td>7,129人</td> </tr> <tr> <td>専門学生(全学年)</td> <td>7回</td> <td>59人</td> </tr> <tr> <td>大学生(大学院生を含めて全学年)</td> <td>92回</td> <td>3,247人</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>325回</td> <td>13,810人</td> </tr> <tr> <td>その他(広報誌への寄稿等)</td> <td>33回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>739回</td> <td>28,009人</td> </tr> </tbody> </table>	年齢層別	実施回数			参加人数 (概数)	小学生(2年生から6年生)	27回	857人	中学生(全学年)	173回	2,907人	高校生(全学年)	82回	7,129人	専門学生(全学年)	7回	59人	大学生(大学院生を含めて全学年)	92回	3,247人	一般	325回	13,810人	その他(広報誌への寄稿等)	33回	-	合計
年齢層別	実施回数	参加人数 (概数)																																	
小学生(2年生から6年生)	27回	857人																																	
中学生(全学年)	173回	2,907人																																	
高校生(全学年)	82回	7,129人																																	
専門学生(全学年)	7回	59人																																	
大学生(大学院生を含めて全学年)	92回	3,247人																																	
一般	325回	13,810人																																	
その他(広報誌への寄稿等)	33回	-																																	
合計	739回	28,009人																																	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
2 - (2) -	捜査における通訳の適正の確保	(基本目標) 適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。 (達成目標) 通訳人に対し、捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。	P				平成16年度				研修を実施したところ、事後のアンケートの結果により、捜査に必要な知識、公平・中立な通訳を行うための心構えが修得され、通訳人として資質の向上に資することとなったことが確認できた。 今後とも、このような諸施策を継続するとともに、研修後実施した事後アンケートに寄せられた意見や要望を参考にし、有能な通訳人を確保する上での新たな施策の必要性も含めて検討し、質的向上のための施策を進めていくことにする。	通訳人セミナーの実施
			P	実施状況	P	2日間				平成16年7月に全国の地方検察庁から通訳人49人が参加する通訳人セミナーを実施。ベテラン通訳人による講義、外国人が関わる事件の捜査・公判を担当している検察官による講義、検察官による刑事手続法や刑事実体法の講義を行うことにより知識の修得を図るとともに、通訳人が立ち会う実際の裁判の傍聴や通訳人と検察官との意見交換を行い、情報収集の場を設けた。		
				研修日数								
				実施状況	P	50人						
				研修員数								
2 - (2) -	矯正職員に対する研修の充実強化	(基本目標) 受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。 (達成目標) 矯正施設で勤務するすべての職員に対し、質の高い人権研修を受講する機会を与える。	P				平成16年度				行刑施設の中間監督者(課長級)等に対し、共感的な話の聞き方、相手の感情を高めないような質問の仕方、表情や言葉の抑揚が相手に与える影響などを学ばせるとともに、部下職員に対し受刑者の人権を尊重した処遇をどのようにして指導すべきか等を考えさせた。	中間監督者を対象とする行動科学的な視点を取り入れた実務に即した研修の導入及び同研修の実施 非暴力的危機介入法の研修インストラクター育成及び同研修の実施 新採用職員、中級幹部養成、上級幹部養成のための研修における新規の医療関係科目の導入
			P	中間監督者を対象とする、行動科学的な視点を取り入れた実務に即した研修(非暴力的危機介入法)の導入	P	平成16年度導入			(考え方) 行刑施設の中間監督者等に対し、暴力行為に及ぶおそれのある被収容者への適切な対応方法(非暴力的危機介入法)を矯正研修所において学ばせ、処遇場面において被収容者が暴力行為にまで発展する事態について可能な限り未然防止を図ることとする。 (根拠) 行刑改革会議提言(平成15年12月)	矯正研修所において、民間プログラムである非暴力的危機介入法研修を新たに導入し、同8支所で行刑施設の中間監督者等102人に対し実施したほか、同本所においては、行刑施設の上級幹部及び中級幹部を育成するための研修カリキュラムを見直し、上級幹部要員60人及び中級幹部要員17人に対し実施した。		

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
				非暴力的危機介入法の研修インストラクター育成と矯正施設における同研修の実施	P	平成16年度導入			(考え方) 職場で研修するインストラクター(指導者)としての資格を一部の職員に取得させ、これらの職員が帰庁後、各行刑施設において刑務官に対し研修を実施し、処遇場面において被収容者が暴力行為にまで発展する事態について可能な限り未然防止を図ることとする。 (根拠) 行刑改革会議提言(平成15年12月)	矯正研修所本所において、行刑施設の中間監督者等96人に対し、非暴力的危機介入法インストラクター育成研修を実施した上、指導者としての資格を得たこれら中間監督者が各行刑施設(74庁)等において、自庁研修として計1,515人の職員に対し非暴力的危機介入法研修を実施した。	行刑施設において被収容者を直接処遇する業務に従事している中間監督者(係長級)及び矯正研修所教官に対し、実際に各職場においてどのように非暴力的危機介入法プログラムを促進していくのかについて学ばせた。上、各施設において部下職員に対して自庁研修を行わせることにより、刑務官に行動科学的な視点や心理学的な技法を身に付けさせ、日常の処遇場面に反映させるとともに、現場責任者たる中間監督者が毎日の職務執行に活用し、被収容者に対する不適切な処遇の防止を図り、人権に配慮した処遇の推進に努めた。	全矯正施設への自庁研修用人権研修資料の作成、配布
				新採用職員、中級幹部養成、上級幹部養成のための研修における新規の医療関係科目(矯正医療と被収容者処遇の在り方について)の実施	P	平成16年度導入			(考え方) すべての新採用職員に対し感染症や精神疾患等の医学的基礎知識を身に付けさせるとともに、幹部要員に対し矯正医療の現状と課題について理解、認識を深めさせ、被収容者処遇の在り方を再検討する機会を与えるなど、その後の部下職員の指導に活かすこととする。 (根拠) 行刑改革会議提言(平成15年12月)	新採用職員、中級幹部及び上級幹部養成のための研修である矯正研修所刑務官等研修課程、法務教官研修課程、法務技官研修課程、中級管理研修課程、高等研修課程において、それぞれカリキュラムを見直し、平成16年度から医師等を講師とする「矯正施設における医療」、「感染症と矯正施設」、「精神医療」、「急患発生時の初期対応」及び「矯正医療問題」などの新規医療関係科目を導入した。	新規の医療関係研修科目により、新たに採用された刑務官、法務教官及び法務技官に対し、被収容者の健康状態のとりえ方、救急法の基礎的な実技、精神疾患及び感染症に対する基礎的知識等を付与し、これら疾病を有する被収容者に対する理解を深めさせ、人権意識の涵養を図った。また、幹部要員に医療関係法令に関する知識を付与し、矯正施設における医療の現状と課題を再認識させることなどにより、幹部になった場合、医療上の不適切処遇の防止や人権に配慮した処遇をどのようにして指導すべきか等を学ばせた。	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
				全矯正施設への自庁研修用人権研修資料の作成、配布	P	平成16年度導入			(考え方) 人権問題一般、被収容者処遇に関連する国際準則等の資料及び実務に即したロールプレイングや事例研究を学ばせるための資料を盛り込んだ職場用人権研修教材を矯正研修所において新たに作成し、全矯正施設に配布の上、同教材を活用させることとする。 (根拠) 行刑改革会議提言(平成15年12月)	矯正研修所において、自庁研修用人権研修資料「事例研究・ロールプレイング用教材～施設における人権研修～」を作成し、平成16年11月、全矯正施設に配布した。	矯正施設の職員が独善に陥ることなく、自己の過去の執務について批判的な見方もできるようにするため、職員が被収容者の立場に立って感じ、考える機会を与えるとの観点から、施設において配布された人権研修資料に基づき、職員に対し設定された処遇場面を与え、職員・被収容者それぞれの果たすべき役割を考えさせ、ロールプレイングを行わせたり、事例教材を検討させるなどした後、グループや全体で討議を行う自庁研修を実施させた。これにより、職員自身において被収容者に対する不適切な処遇を再度点検させ、今後その防止に留意させるとともに、人権に配慮した処遇の在り方を改めて考えさせ、被収容者の人権を尊重した処遇の推進に取り組んだ。	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
											<p>職員から、非暴力的危機介入法研修の受講後「今まで以上に受刑者のサインを見逃さずにタイミングよくケアしていくことの重要性を再認識できたと思う」などの、また、自庁研修用人権研修資料に基づく施設での研修受講後「一方的な講義形式よりも、事例研究やロールプレイング形式の方が関心を持てた」などの、それぞれ感想があったことから、非常に効果的であったと認められ、さらに、非暴力的危機介入法研修は、民間講師の講義等によりインストラクターを育成し、当該職員が所属施設において部下職員に研修を行う方法を探ったことから、より多くの職員に研修を行うことが可能となるなど、一層効率的と認められるため、これら研修を引き続き実施することとし、今後も、矯正施設で勤務する職員に対し、質の高い人権研修を受講する機会を与えるよう努めていくこととしている。</p>	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等							評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次		区分	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度		
										区分	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度		
										鉱業	0.1	0.3	0.0	0.3	0.0	0.5		
										建設業	0.8	1.0	1.4	1.0	1.4	0.5		
										製造業	0.6	0.6	0.8	0.6	0.5	0.6		
										運輸・通信業	0.8	0.9	1.2	1.1	0.7	0.8		
										卸売・小売業、飲食店	0.9	0.8	1.2	0.9	1.1	0.7		
										金融・保険業	0.8	0.8	1.5	1.8	0.5	1.5		
										不動産業	0.7	1.6	2.2	0.3	0.6	0.8		
										サービス業	1.1	0.8	1.2	0.9	0.8	0.9		
										欠員率 = 未充足求人数 / 常用労働者数 × 100 (%)								
		(達成目標2) 受刑者に対し、職業に必要な知識・技能を修得させる。	P	職業訓練の修了者数	P	対前年度増				(単位:人)								
										区分	H14年度	H15年度	H16年度					
										職業訓練修了者数	1,952	1,876	2,097					
										資格・免許等の取得者数 前年度を57名上回る2,271名が資格・免許等を取得								
										資格・免許等の取得者率 平成16年度は80.0パーセントであり、前年度を2.6ポイント下回ったものの、受験者数は前年度を157名上回った。								
										資格免許等取得状況								
										区分	H14年度	H15年度	H16年度					
										危険物取扱者	178 (220)	412 (561)	386 (572)					
										溶接技能者	223 (271)	229 (249)	282 (331)					
										ボイラー技師	119 (134)	120 (133)	117 (145)					
										自動車整備士	95 (98)	96 (97)	84 (87)					
										理容師	49 (51)	32 (33)	33 (35)					
										その他	1,265 (1,467)	1,325 (1,609)	1,369 (1,669)					
										合計	1,929 (2,241)	2,214 (2,682)	2,271 (2,839)					

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段																		
							基準年次	達成年次																						
2 - (2) -	民間との協働による犯罪者の更生	(基本目標) 行刑施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させる。	C	民間委託ポスト / 職員数	P	1.22%(16年度予算案)	平成16年度			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">行刑施設の民間委託実施状況</th> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務の民間委託(アウトソーシング)の促進</td> <td>212</td> </tr> <tr> <td>正門警備業務</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>自動車運転業務</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>総務係(庶務)業務</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>総務係(用度)業務</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>通訳業務</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td colspan="2">単位はポスト</td> </tr> </tbody> </table>	行刑施設の民間委託実施状況		事項	H16年度	業務の民間委託(アウトソーシング)の促進	212	正門警備業務	18	自動車運転業務	29	総務係(庶務)業務	74	総務係(用度)業務	74	通訳業務	14	単位はポスト		<p>平成15年度において、民間委託ポスト数111ポスト / 職員数17,119名 = 0.65%であった民間委託率が、平成16年度においては、民間委託ポスト数212ポスト / 職員数17,378名 = 1.22%</p> <p>民間委託の推進により、総務部の職務分担を見直し、職員を被収容者の処遇に直接携わる処遇部門に再配置することができた。処遇部門においては、警備及び処遇、教育等の実施に必要な配置職員が確保されたことで被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実が図られ、その結果、被収容者処遇が向上し、また、職員の勤務負担は軽減された。</p> <p>今後も現下の社会情勢や犯罪発生状況、刑の厳罰化・長期化等の傾向から行刑施設の過剰収容は、継続することが見込まれているが、昨今の国家公務員の厳しい定員事情を勘案すると、本施策の基本目標を達成するための所要の要員を確保するには、今後も更なる民間委託の拡大を図っていくことが必要不可欠である。</p>	行刑施設の民間委託の実施
		行刑施設の民間委託実施状況																												
事項	H16年度																													
業務の民間委託(アウトソーシング)の促進	212																													
正門警備業務	18																													
自動車運転業務	29																													
総務係(庶務)業務	74																													
総務係(用度)業務	74																													
通訳業務	14																													
単位はポスト																														
(達成目標) 民間委託率の向上	P	P	-	15年度 0.65%																										
				参考指標 刑務所の民間委託率	P	-																								

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段		
							基準年次	達成年次						
2 - (2) -	更生保護活動の推進	(基本目標1) 保護観察対象者が改善更生する。	C	施策の実施状況	P	-	平成15年度	平成18年度	<p>「分類処遇」については、保護観察対象者の処遇困難性の判別精度をより向上させるための調査結果について分析を行った。また、全国の保護観察所においては、分類の結果にしたがって処遇が行われた。</p> <p>「類型別処遇」については、行刑施設からの仮出獄者のうち覚せい剤事犯対象者が最も多いことから、特に、平成16年度は、覚せい剤事犯対象者の改善更生を目的とした、本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を全国一斉に導入し、その処遇の充実に努めた。</p> <p>「社会参加活動」については、全国の保護観察所において、民間団体の協力も得ながら、特別養護老人ホーム等福祉施設における介護・清掃活動、知的障害者授産施設での共同作業等の多数回の活動が実施された。</p>	<p>分類処遇については、保護観察対象者の処遇困難性の判別に関する調査の結果分析を材料として、引き続き制度の見直しを行い、全国の保護観察所に導入していく必要がある。</p> <p>類型別処遇については、新たな処遇技法である覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査の活用が活発になされた。今後は簡易尿検査の継続の実施を始めとする本制度の適切かつ有効な活用を通じ、保護観察処遇の一層の充実強化に努める。</p>	<p>分類処遇・類型別処遇の充実 社会参加活動、各種集団処遇の積極的な実施 保護観察対象者に対する就労指導の充実 協力雇用主の確保等</p>			
		(達成目標1) 保護観察処遇の充実強化を図る。	P				社会参加活動の実施回数	P				基準年次に比して5%増加	平成16年度の社会参加活動実施状況 ・実施庁 50庁（前年度同数） ・実施回数 463回（前年度593回） ・保護観察対象者参加人数 1,417人（前年度1,599人）	社会参加活動については、前年度と比較すると実施回数は130回減少し、保護観察対象者参加人数は182人減少している。一方、社会参加活動参加人員数の8割以上を占める保護観察処分に付された少年（交通事件を除く）の新規受理人員数合計は、平成15年の17,778人から平成16年には17,091人と減少している。また、社会参加活動の活動実施場所総数については、平成15年の312か所から平成16年の310か所とほぼ同数を維持しており、実施活動先については変わらず確保されていることから、同活動の母数となる保護観察対象少年数の減少が影響しているものと思われる。
			P				社会参加活動への保護観察対象者の参加人数	P				基準年次に比して5%増加	今後は、現況の活動先を確保しつつ、保護観察対象者に積極的に参加を働きかけていくとともに、活動内容の多様化等をはかり、その実施方法、参加者の選定等についてもさらに工夫をする必要がある。	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段																
							基準年次	達成年次																				
		(基本目標2) 保護司制度がより活性化される。	P				平成16年度																					
		(達成目標) 保護司を幅広く確保し、研修を充実させる。	P	保護司の充足率	P	対前年増				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>15年</th> <th>16年</th> <th>17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護司の充足率(%)</td> <td>93.7</td> <td>94.1</td> <td>93.2</td> </tr> <tr> <td>保護司の平均年齢(才)</td> <td>63.2</td> <td>63.3</td> <td>63.0</td> </tr> <tr> <td>全保護司に占める女性の割合(%)</td> <td>24.6</td> <td>24.9</td> <td>25.1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	15年	16年	17年	保護司の充足率(%)	93.7	94.1	93.2	保護司の平均年齢(才)	63.2	63.3	63.0	全保護司に占める女性の割合(%)	24.6	24.9	25.1	保護司の人数は48,917人(平成17年1月1日現在)であり、定数の充足率は93.2%となっている。充足率の推移を見ると、平成15年93.7%、平成16年94.1%となっている。平成16年度から保護司の再任年齢に一律上限を定めたことから、充足率を高めていくことが求められる。保護司平均年齢は、平成17年では63.0歳となっており、平成15年63.2歳、平成16年63.3歳からわずかながら若くなった。年齢構成においても60歳以上の占める割合は68.7%で漸減傾向にあり取組は有効である。近年は、いわゆる保護司定年制を原則として実施するなど保護司の高齢化の抑制に取り組んできたが、今後とも、若年層からの保護司を確保する取組を進める必要がある。全保護司のうち女性が占める割合は、25.1%(平成15年24.6%、平成16年24.9%)で漸増傾向にあり取組は有効である。引き続き、女性保護司の比率の向上に努める必要がある。	保護司制度や保護司の活動を紹介するなどの広報の実施 保護司組織と一体となった取組の推進 保護司研修の在り方に対する保護司のニーズの把握 保護司向けの研修教材の配布実効が挙がるような研修の実施
区分	15年	16年	17年																									
保護司の充足率(%)	93.7	94.1	93.2																									
保護司の平均年齢(才)	63.2	63.3	63.0																									
全保護司に占める女性の割合(%)	24.6	24.9	25.1																									
				保護司の平均年齢	P	対前年減																						
				全保護司に占める女性保護司の割合	P	対前年増																						
				保護司に対する研修実施状況	P	前年実績を基準				保護司向けの研修教材として保護司研修用ビデオを作成し、全保護区に配布した。 各保護観察所において、新任保護司研修を始め、地域別の定例研修や専門的知識及び技術修得等を図ることを目的とした研修など、研修の実効が挙がるよう対象や目的に配慮した研修を実施した。 保護司向けの研修教材として『更生保護』誌(月刊)等を作成し、全保護司に配布した。	保護司研修用ビデオの作成は、保護司のニーズに合致したものであり、取組は有効である。しかし、社会内処遇である保護観察は、社会情勢等とも密接にかかわってくるので、これらの諸情勢や対象者の資質の変化等に適切に対応するものとなるよう、引き続き研修内容や研修教材の充実化を図っていく必要がある。																	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段																						
							基準年次	達成年次																										
		(基本目標3) 犯罪予防活動を助長する。	P				平成16年度				<p>全国における都道府県及び地区実施委員会を構成する機関・団体数は、いずれも前年度に比べて増加しており、本運動が着実に地域社会に浸透していることが認められる。</p> <p>作文コンテストへの応募総数は、小、中学生いずれも大幅に増加しており、各地の教育委員会、学校に本運動の趣旨が浸透し、児童・生徒に犯罪や非行について考える場が積極的に提供されていることが認められる。</p> <p>ミニ集会（住民集会を含む）を除いた各種行事の開催回数が減少しており、参加人員についてもミニ集会、スポーツ大会で人員が増加した一方、その他の街頭広報活動講演会等の参加人員は減少している。このことの要因としては、地域連帯の弱体化を背景として、総じて住民の参加が得られにくくなっていること、学校と連携した非行防止活動や特定の住民にターゲットを絞ったより質の高い住民参加型の行事へと行事内容の見直しが行われていることが考えられる。今後も行事内容の質的向上に努めつつ、より多くの国民参加に向けた努力を続ける必要がある。</p>	<p>中央実施委員会の開催 広報活動の実施 広報資材の作成・配布 作文コンテストの実施 地区実施委員会への情報提供 学校との連携の推進</p>																						
		(達成目標1) 社会を明るくする運動への参加を促進させる。	C	参加団体数	CM	対前年度増			実施委員会参加機関・団体数																									
										<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>15年</th> <th>16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県(団体)</td> <td>5,415</td> <td>5,051</td> </tr> <tr> <td>市町村等(団体)</td> <td>32,553</td> <td>32,083</td> </tr> </tbody> </table>	区分	15年	16年	都道府県(団体)	5,415	5,051	市町村等(団体)	32,553	32,083															
区分	15年	16年																																
都道府県(団体)	5,415	5,051																																
市町村等(団体)	32,553	32,083																																
				主要行事の開催回数及び参加人員	CM	対前年度増				作文コンテスト応募作品数																								
										<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年</th> <th>16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生</td> <td>27,937</td> <td>31,206</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>73,956</td> <td>69,537</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>101,893</td> <td>100,743</td> </tr> </tbody> </table>		15年	16年	小学生	27,937	31,206	中学生	73,956	69,537	計	101,893	100,743												
	15年	16年																																
小学生	27,937	31,206																																
中学生	73,956	69,537																																
計	101,893	100,743																																
										主要行事開催回数と参加人員																								
										<table border="1"> <thead> <tr> <th>行事名</th> <th>15年</th> <th>16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街頭補導活動等</td> <td>7,938 656,135</td> <td>7,533 615,931</td> </tr> <tr> <td>ミニ集会(住民集会含む)</td> <td>16,255 659,891</td> <td>16,538 685,681</td> </tr> <tr> <td>講演会</td> <td>1,290 205,906</td> <td>1,223 187,487</td> </tr> <tr> <td>弁論大会・標語募集等</td> <td>1,001 269,700</td> <td>870 259,729</td> </tr> <tr> <td>スポーツ大会</td> <td>939 226,918</td> <td>816 236,846</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19,931 1,433,851</td> <td>20,215 1,348,426</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>47,354 3,452,401</td> <td>47,195 3,334,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>上段は開催回数、下段は参加人数を表す。</p>	行事名	15年	16年	街頭補導活動等	7,938 656,135	7,533 615,931	ミニ集会(住民集会含む)	16,255 659,891	16,538 685,681	講演会	1,290 205,906	1,223 187,487	弁論大会・標語募集等	1,001 269,700	870 259,729	スポーツ大会	939 226,918	816 236,846	その他	19,931 1,433,851	20,215 1,348,426	計	47,354 3,452,401	47,195 3,334,100
行事名	15年	16年																																
街頭補導活動等	7,938 656,135	7,533 615,931																																
ミニ集会(住民集会含む)	16,255 659,891	16,538 685,681																																
講演会	1,290 205,906	1,223 187,487																																
弁論大会・標語募集等	1,001 269,700	870 259,729																																
スポーツ大会	939 226,918	816 236,846																																
その他	19,931 1,433,851	20,215 1,348,426																																
計	47,354 3,452,401	47,195 3,334,100																																

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段								
							基準年次	達成年次												
		(達成目標2) 更生保護ボランティア団体の活動を促進する。	C	活動促進のための支援の実施状況	P	多彩で幅広い活動の実施				<p>全国、ブロック及び都道府県の各レベルにおいて、更生保護女性会員やBBS会員を対象とする研修・協議会等を開催し、活動に必要な知識の習得及び活動事例に関する情報交換を支援した。</p> <p>更生保護女性会やBBS会が行うミニ集会活動、子育て支援活動、グループワークなどの実施に当たり、企画運営に関する助言、活動に必要な情報の提供等を通じて支援した。さらに、関係機関・団体等との円滑な連携の下に実施されている特色豊かな活動を取り上げ、広く広報するなどした。</p>	<p>全国レベルで開催した研修として、従来から行っていた研修に加え、更生保護女性会の組織力を向上させる目的から、本年度新たに、都道府県単位の事務局長を対象とした研修を行った。これらの研修においては、それぞれのテーマに沿って、法務省の幹部職員や大学教授が講義を行うとともに、研修員相互の情報交換の機会を設けることによりこれら団体による犯罪予防活動の質的向上を図った。</p>	各種研修・協議会の開催及び開催支援 各種活動の実施支援								
				参考指標1 全国研修の参加人員	P	-				<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>参加人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度更生保護女性会中央研修</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>平成16年度都道府県更生保護女性連盟事務局長研修</td> <td>25名</td> </tr> <tr> <td>第44回BBS会中央研修会</td> <td>50名</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	参加人員	平成16年度更生保護女性会中央研修	100名	平成16年度都道府県更生保護女性連盟事務局長研修	25名	第44回BBS会中央研修会	50名	<p>更生保護女性会、BBS会の主な活動として、「ミニ集会活動」、「子育て支援活動」、「社会参加活動」、「ともだち活動」などが挙げられる。更生保護女性会においては、保護観察対象者の社会参加活動に、BBS会においては、問題を抱えた少年の「ともだち活動」に、それぞれ高い意欲を示していることから、今後、これらの活動の充実に重点を置いた支援をしていく必要がある。</p>	
研修名	参加人員																			
平成16年度更生保護女性会中央研修	100名																			
平成16年度都道府県更生保護女性連盟事務局長研修	25名																			
第44回BBS会中央研修会	50名																			

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段									
							基準年次	達成年次													
				参考指標 2 更生保護ボランティア団体の会員数	CM	-				<table border="1"> <tr> <td></td> <td>16年4月1日</td> <td>17年4月1日</td> </tr> <tr> <td>更生保護女性会</td> <td>201,448人</td> <td>199,140人</td> </tr> <tr> <td>BBS会</td> <td>6,024人</td> <td>5,726人</td> </tr> </table>		16年4月1日	17年4月1日	更生保護女性会	201,448人	199,140人	BBS会	6,024人	5,726人	地域連帯の弱体化など、地域活動を推進する上での困難な状況を背景として、更生保護女性会、BBS会とも、新規会員の獲得が困難となりつつあり、組織の充実に向けた支援が必要である。そのため、これら団体の活動の広報に協力するとともに、活動をより魅力あるものとするための方策について助言することとしている。	
	16年4月1日	17年4月1日																			
更生保護女性会	201,448人	199,140人																			
BBS会	6,024人	5,726人																			
		(基本目標4) 更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。	C				平成16年度			当該年度に実施を予定した4施設の改築・補修事業は全て完了した。施設整備事業の実施により、安全面や衛生面の改善、狭隘な居室の解消、収容定員の増及び集団処遇室の整備がなされたことは、入所者の円滑な自立更生を促進するために有効である。特に、老朽化が進んでいる施設は、安全面や衛生面の点で他の施設に比してその機能を発揮することができていないことから、当該施設を優先的に整備することは収容保護の実施を適切かつ積極的に行うために効率的である。	更生保護施設整備費補助金の交付										
		(達成目標) 築後おおむね20年以上経過し、老朽化が進んだ更生保護施設について、順次改築・補修する。	P	16年度に改築又は補修が完了した施設数	P	4施設			-	老朽化し、安全・衛生面等の理由から改築・補修の緊急性が高い更生保護施設4施設(うち全面改築2施設、補修2施設)の整備(事業総経費約613,589千円)に対し、総額225,000千円の更生保護施設整備費補助金を交付した。											

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え 方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
2 - (2)	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共安全の確保に寄与するための業務の実施	(基本目標1) オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共安全の確保に寄与する。	C	オウム真理教の組織、活動の実態及び危険性の解明の度合い	P	-	平成16年度		<p>公安調査庁は、教団に対し、標記期間内において、団体規制法第7条第2項に基づき、合計24回(約150時間)にわたり、29施設に対し、公安調査官延べ559人を動員して立入検査を実施。その結果は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査においては、大半の施設で、麻原の説法等を収録した書籍や同人の映像が収録されたビデオテープ多数が誰でも自由に視聴できる状態で保管されており、信徒らがいまだに麻原を崇拜し、同人の説く教義に従って修行している実態が改めて確認された。 ・教団は「写真撮影は押収と同一である」「質問に答える義務はない」などと主張し、検査をけん制したり、しばしば教団法務部に電話で指示を仰いで検査を中断・遅延させるなど、非協力的姿勢を示した。 <p>このほか、教団に対する調査の結果、殺人をも肯定する危険な教義である「タントラ・ヴァジラヤーナ」に言及した麻原の説法ビデオの視聴を在家信徒向けの教学システムに組み込んでいる事実や、教団名を秘匿して自己啓発セミナーや占星術鑑定、ヨーガ教室などを開催し、勧誘活動を展開している事実、幹部信徒をロシアに随時派遣し、ロシア語に翻訳した麻原の説法集を経典として使用するなどして、ロシア人信徒に対しても、麻原の教えに基づいた指導・教化を行っている事実などを確認した。</p> <p>公安調査庁長官は、教団から、標記期間内において、4回にわたり教団の役員及び構成員の氏名・住所、教団所有・管理の土地及び建物の所在・用途、資産等について報告を受けた。その結果、教団が提訴した観察処分の期間更新決定取消請求訴訟の判決(平成16年10月29日、東京地裁、請求棄却)において、麻原が教団の構成員であると認定されたにもかかわらず、同人を構成員として報告していないほか、当該団体の活動の用に供されている施設を信徒の居住用施設として報告するなど、教団の欺まんの体質が改善されていないことが確認された。</p> <p>観察処分に基づく調査結果については、関係地方公共団体の長の請求を受けて、17の地方公共団体に対し42回にわたり情報提供を行った。また、関係地方公共団体から調査結果の提供内容の充実を求める意見が強いことを踏まえ、団体規制法施行規則を改正し、提供する調査結果の範囲を拡大した。</p> <p>団体規制法は、施行日(平成11年12月27日)から5年ごとに廃止を含めて見直しを行うこととなっていることから、公安調査庁において、これまでの観察処分の実施状況を踏まえて見直しを行った結果「教団には依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められ、今後も規制の必要性が高い」と判断し、同法を存続することとした(平成16年1月12日開催のオウム真理教対策関係省庁連絡会議に報告)。</p>	<p>観察処分の実施により、教団が、依然として麻原を絶対的な帰依の対象とし、同人の説く危険な教義を保持・信奉し「麻原回帰」を鮮明にしている。ほか、事件前と同質の組織構造・修行体系を維持するなど、今なお無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を有していることを明らかにした。</p> <p>教団施設の周辺住民等は、依然として、教団に対する不安感を抱いており、教団施設が所在する地方公共団体からは、継続的に調査結果提供の請求を受けていることから、周辺住民の不安感を解消するために今後も同処分に基づく調査結果の提供が必要であると考えられる。</p> <p>教団の活動を明らかにする。教団が有している危険性の増大を防止する、国民の不安を解消する、という点などから、観察処分は有効であり、引き続き実施していく必要がある。</p>	<p>団体規制法に基づく観察処分の実施(同法第7条第1項に基づく調査、同条第2項に基づく立入検査の実施及び同法第5条第3項に基づく報告書の徴取)</p> <p>団体規制法に基づく地方公共団体への情報提供</p>	
(達成目標) 観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。		P										

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
		<p>(基本目標2) 内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。</p> <p>(達成目標) 内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。</p>	C				平成16年度			<p>国際テロや北朝鮮問題などに関して収集・分析した情報については、政府・関係機関に迅速・適時に提供し、提供先から継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得たことから、情報提供の際の迅速性、適時性、正確性の確保についてはおおむね達成できたものと認められる。</p> <p>国際テロや北朝鮮問題などについて、我が国及び国民の安全を確保する上で把握・解明すべき課題は多数あり、また、今後、情勢の変化に伴って更なる調査課題が発現する可能性があることから、我が国の治安の維持と公共の安全の確保のため、より一層の貢献を果たすためには、調査力を質的にも量的にも一段と充実強化する必要がある。とりわけ、国際テロ調査に関しては、12月に内閣の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において策定された「テロの未然防止に関する行動計画」に即して、テロ防止体制の実効性を高める必要がある。</p>	<p>国際テロ・北朝鮮問題に重点化した情報収集体制の強化</p> <p>収集した情報の政府関係機関等に対する迅速な提供</p>	
			P	提供情報の迅速性・適時性、当該情報の正確性	P	-			<p>公安調査庁は、本庁国内部門の課長級幹部ポストを国際部門に振り替え、同職及びそのスタッフ組織を国際テロ調査の専門部署として新たに立ち上げるとともに、外国機関との連携強化を図り、これらを軸に広範なテロ関連情報の収集に努めた。</p> <p>収集・分析した情報は、首相、官房長官等に対して直接報告したのを始め、政府部内における各種会議（「内閣情報会議」「合同情報会議」など）を通じて、また職員が関係省庁に直接赴くなどして、政府機関に迅速・適時に提供した。</p> <p>4月には、国際テロの動きについて分析した「国際テロリズム要覧」、12月には、内外の公安情勢についてとりまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、週ごと、月ごと、あるいは随時の形で各種作成資料を関係機関等に配布した。また、公安調査庁のホームページ上の「最近の内外情勢」欄において内外情勢に関する情報を継続して掲載した。</p>			

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
2 - (3) -	外国人の円滑な受入れ	<p>(基本目標) 我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。</p> <p>(達成目標1) 専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。</p>	C				平成12年3月	平成17年3月				
			P	在留資格及び在留資格に係る基準の見直し、手続等の簡素・合理化など、円滑・適正化のため施策の内容及び実施状況	P	専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現				<p>外国人IT技術者については、平成12年に制定された高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）に基づき、我が国の高度情報通信ネットワーク社会の形成を目指した各種施策が検討・実施されているところ、平成13年の法務省令の改正により、情報処理に関する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする外国人は法務大臣が告示をもって定める試験のいずれかに合格し、又は資格を有している場合には「技術」の在留資格に関する上陸許可基準である「大卒若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」を問わず入国できることとした。平成16年度においてもこの特例措置の対象となる資格を更に拡大し、平成16年8月27日付け法務省告示において、ミャンマーコンピュータ連盟（MCF）が実施する基本情報技術者（ファンダメンタル・インフォメーション・テクノロジー・エンジニア）試験及び台湾の財団法人資訊工業策進会（IIT）が実施する軟体設計専門人員（ソフトウェア・デザイン・アンド・ディベロップメント・IT・エキスパート）試験の合格者を新たに上記上陸許可基準の特例措置の対象とした。</p> <p>構造改革特別区域（以下「特区」という。）内に所在する研究施設等において、研究活動や当該研究活動と併せて経営活動を行おうとする外国人研究者については、「特定活動」の在留資格を付与することを可能とし、特例措置として、在留期間の上限を最長3年から5年に伸長する措置を講じ、平成16年度においても引き続き当該特例措置を実施した。</p> <p>平成15年10月から、特区内の事業所において活動する情報処理技術者について、在留期間の上限を3年から5年に伸長する措置を講じ、平成16年度においても引き続き当該特例措置を実施した。</p>	<p>外国人IT技術者に係る告示の改正により、従来は「技術」に係る上陸許可基準に適合せず、我が国への入国が認められていなかったミャンマー及び台湾の機関が実施する試験の合格者が、新たに我が国への入国を認められることとなり、外国人IT技術者として入国を認められる範囲が拡大した。情報処理技術者受入れ促進事業等においては、特区内の事務所において活動する場合には、在留期間の上限を3年から5年にする特例措置等を講じたことにより、専門的、技術的分野の外国人労働者受入れを円滑に図ることができた。</p> <p>永住許可要件のガイドラインをホームページに公表し、明確化・透明化等を図り、我が国で長期間活動することを希望する専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。</p>	<p>外国人IT技術者の一層の受入れに向けた法務省告示の一部改正</p> <p>構造改革特別区域法による入管法の特例措置等</p> <p>永住許可要件のガイドラインの拡大</p> <p>「投資・経営」の在留資格の申請に係るインタビュー等</p> <p>在留資格認定証明書交付手続の迅速化</p>

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
										<p>平成15年4月1日から、特区内の特定事業等に係る外国人の入国・在留申請処理優先事業及び特定事業等に係る永住許可の弾力化の措置を講じ、平成16年度においても引き続きこれらの措置を実施した。</p> <p>5年以上の在留実績がある外国人で我が国への貢献が認められ永住が許可された事例及びこれが認められず不許可とされた事例を法務省のホームページにおいて公開するとともに、平成17年3月31日、永住許可要件の「我が国への貢献」に関するガイドラインを策定してホームページで公表し、永住許可要件の明確化を図る措置を講じた。</p> <p>「投資・経営」の在留資格については、入管法の上陸許可基準を定めた省令において、申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていることを要件として定めているが、この基準に関し、インキュベーター（経営アドバイス、企業運営に必要なビジネスサービス等への橋渡しを行う団体、組織）が支援している場合で、申請人から当該事業所に係る使用承諾書等の提出があったときには日本貿易振興会（JETRO）、対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）その他インキュベーションオフィス等の一時的な住所又は事務所を起業支援を目的に一時的に事業用オフィスとして貸与されているものの確保をもって、事業を営むための事務所として使用する施設が本邦に確保されていることを要件とする措置を講じた。</p> <p>平成16年3月から、問題のない優良な企業については、在留資格認定証明書交付申請に係る手続の迅速化・簡素化措置を講じ、平成16年度においても引き続き同様の措置を講じた。</p>	<p>企業活動の一層の多様化等に対応するため、今後とも、我が国における受入れ環境その他内外の状況を十分に見極め、不法滞在の防止に留意しつつ、社会のニーズ等に応える外国人の円滑かつ適正な受入れを図るための施策を実施していく必要がある。</p> <p>〔評価総括〕 平成12年3月の第2次出入国基本計画策定後、同計画に沿って新たな施策を実施しており、外国人IT技術者については、従来は「技術」の在留資格の上陸許可基準に適合しなかったものについても、法務省令の改正等を行い、告示をもって定める試験に合格している者等について、上陸許可基準の特例を設けて受入れ範囲を拡大し、円滑かつ適正な受入れを図ってきた。</p>	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
											<p>特区においても、外国人研究者及び外国人情報処理技術者について在留期間の上限を3年から5年に伸長する措置や特区内の特例事業等に係る外国人の入国・在留諸申請について、他の申請案件より優先的に処理する等の措置を行うことにより、入国・在留に係る円滑化を図った。</p> <p>専門的、技術的分野の外国人労働者についても、法務省令及び告示を改正する等して、上陸許可基準等の基準緩和を行い、円滑な受け入れを図ってきた。また、入国・在留手続においても、社会のニーズを踏まえ、問題のない優良な企業からの申請については、手続の迅速化・簡素化の措置を行うことにより、入国・在留手続において、円滑化を図ってきた。</p> <p>専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受け入れを実現することができ、基本目標の実現に有効であったと考える。</p>	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
		(達成目標2) 研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。	P	適正な管理を確保した上での手続等の一層の簡素・合理化など、円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況、研修生等の適正な在留の把握や指導の状況	P	研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現	平成12年3月	平成17年3月		平成16年度においては、特に失踪等の問題が発生している場合や受入れが初回となる場合を中心に研修事業主体となる団体及びその傘下企業や研修生に対して、研修会等を通じて制度の趣旨・目的の周知・徹底を図った。 いわゆる団体監理型(受入れ企業と派遣機関との間に取引関係等はないが、商工会・協同組合等の団体が監理することで受入れが認められている研修)による研修生受入れ、とりわけ問題が多く見られる中小企業団体及び同団体が関与している受入れ機関等を中心に実態調査を実施した結果、研修生の所定時間外の活動、名義貸し及び研修計画の齟齬等不適切な研修・技能実習事案が判明した計210機関に対して不正行為の認定を行った。 平成15年10月1日から、特区内に所在する所要の要件を満たす事業所において、実務研修を含む研修を受けようとする外国人研修生につき、その受入れ人数枠を緩和する特例措置を講じ、平成16年度においても引き続き当該措置を実施した。 平成5年に創設された技能実習制度は、創設当初、滞在期間が「研修期間と合わせて2年以内」、対象職種が17職種34作業であったが、平成9年には、滞在期間を「研修期間と合わせて3年以内」に延長したほか、その対象職種についても、平成15年には62職種113作業にまで拡大した。「織物・ニット浸染作業」について、研修生送出国、受入れ機関や関係業界から技能実習への対象作業とするよう要望がなされたことから、平成16年度においては、技能実習の移行対象作業への追加について、関係省庁と協議を行った。この結果、平成17年4月1日に同作業が技能実習移行対象作業に追加され62職種114作業にまで拡大している。	平成16年度においては、研修生送出国のニーズ等を踏まえ、技能実習移行対象職種の拡大について、関係省庁と協議を行い、現在では、62職種114作業まで拡大した。このことにより、従来では、研修から技能実習に移行できず、帰国しなければならなかった研修生が新たに技能実習を行うことを可能とした。 「いわゆる団体監理型」研修に係る受入れ機関の実態調査を積極的に実施して、不正行為認定を行うことにより、研修・技能実習生の適正な入国・在留の実現に努めている。また、特区において、外国人研修生受入れによる人材育成事業により、研修生の人数枠に関して、特例措置を講じているが、本特例措置の適用状況について調査を行うことを通じて、研修生・技能実習生の在留状況について適正化を図ることができた。	研修・技能実習制度の適正化 「いわゆる団体監理型」研修における実態把握等 外国人研修生受入れによる人材育成事業 技能実習移行対象作業の拡大

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
											<p>〔評価総括〕</p> <p>平成12年3月に策定された第2次出入国基本計画において、研修・技能実習制度の適正化及び円滑化をより一層を図ることとされ、技能実習移行対象職種については、平成12年の時点では、59職種106作業であったものが、平成16年度末時点で、62職種113作業に拡大を図ることができ、従来では、研修から技能実習へ移行することができず、帰国しなければならなかった研修生が、職種を拡大することにより、技能実習へ移行することを順次可能としてきた。また、積極的な実態調査を行い、問題のある機関に対しては、不正行為認定を行うなど、厳格な対応を行うことにより、研修生・技能実習生の適正な受け入れを図ってきた。</p>	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
											<p>入国管理局では、実態調査の結果等を踏まえ、研修・技能実習制度の見直し、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修生及び受入れ機関の要望に応えるため、技能実習移行対象職種拡大等による技能実習制度の拡充について、関係省庁と協力して検討を行っている。</p> <p>技能実習に係る現行の在留資格「特定活動」について活動内容が分かりにくいことの指摘もあったことから、技能実習制度に基づく在留資格であることを明確にする意味から、独立した在留資格を新設することなどを含めた必要な法改正についても、引き続き検討している。</p> <p>研修生・技能実習生の円滑な受入れを実現することができ、基本目標の実現に有効であったと考える。</p>	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
		(達成目標3) 学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。	P	留学生等の受入れ促進のための施策や文化、スポーツ等を通じた交流促進のための施策の内容及び実施状況、留学生等の適正な在留の把握や指導の状況	P	学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現	平成12年3月	平成17年3月		平成16年4月に入学を希望する外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、真に勉学を目的とし、その意思、能力を有することのほか、経費支弁能力を有するかにつき、厳格な審査を行うこととし、以後の申請についても引き続き同様の審査を行って適正化を図った。 一部の教育機関において、学生の選抜に当たって勉学意欲の確認が十分に行われていないことや、学生の所在やアルバイト先を把握していないため、学業がおろそかになるなど、在籍管理が不十分である等の問題が見受けられたことから、平成16年度においては、専修学校等教育機関に対して実態調査を行い、在籍管理等に問題のある教育機関の実態を把握するよう努めた。また、平成16年度においても、問題のあると認められた教育機関に対して、教育機関の所在地を管轄する地方入国管理局にこれら教育機関の関係者の出頭を求め、学生の選抜方法や在籍管理についての改善・徹底を求め注意・指導を行った。 平成16年度においては、日本語学習を目的として入国する留学生、就学生を受け入れることができる日本語教育機関を定める告示を7回改正して、「留学」及び「就学」の在留資格に関し、専修学校等において日本語教育を行う教育機関として新たに6校を追加した。平成17年3月31日現在、法務大臣が告示をもって定めた日本語教育機関は416校となった。平成16年度中に14校が廃校等により告示から削除した。	在留資格認定証明書交付申請等について、従来取扱いを改めて審査の一層の適正化を図ったほか、教育機関に対し、適正かつ円滑な受入れに当たって留意すべき事項を指導した。また、平成13年度に日振協を日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業者として認定したことにより、日本語学習を目的として定める際に日振協の審査結果を参考とすることができるようになった結果、平成16年度においても、平成15年度と同様、業務の簡素・合理化を図ることができ、留学生、就学生の各種申請に対して一層円滑かつ適正に対応できるようになった。留学生、就学生について、真に我が国において学ぼうとする学生の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたものと考えられる。	「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化教育機関に対する指導 「留学」及び「就学」の在留資格に関する日本語教育機関の告示の改正 夜間大学院留学生受入れ事業就職内定を得た留学生が卒業後就職するまでの滞在を容認する措置 地域再生プログラムを受けた対応 外国の大学の日本分校に留学する外国人の在留資格の見直し 2005年国際博覧会(愛・地球博)関係者等の円滑な受入れ

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
										<p>構造改革特別区域基本方針等を受け、以下の対応をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特別区域において、夜間に授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生については、学籍管理が徹底されている場合には、当該上陸許可基準を適用しないこととし、平成15年8月29日、法務省関係構造改革特別区域法第2条3項に規定する省令の特例に関する措置及びその特例事業を定める省令を制定し、夜間大学院においても外国人留学生を受け入れる措置を講じ、平成16年度においても引き続き同措置による円滑な受入れを行ってきた。 ・卒業前から継続して就職活動を行い、卒業後も就職活動を行う留学生については、大学からの推薦がある場合には、在留資格「留学」から「短期滞在」への在留資格変更を許可し、最長180日間滞在すること等を可能とする措置を講じている。 <p>平成17年2月17日、特定活動の告示を改正し、外国の大学の学生（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く）に限る）が、一定の地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、3月を超えない期間内、本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校において、国際文化交流に係る講義を行うことを可能とした。</p> <p>外国大学日本分校において研究、研究の指導又は教育をする活動を行う者は、他の要件に適合することを前提に在留資格「教授」、また外国大学日本分校において教育を受ける活動を行う者については在留資格「留学」を許可とすることとした。</p>	<p>平成16年度においては、特区における措置として、従来は我が国への入国が認められていなかった夜間大学院留学生の受入れを引き続き認める特例措置を行った。地域再生プログラムを受けた対応として、法務省告示を改正して、外国の大学生が夏期休暇を利用して、本邦で講師を行うことを認めたことにより、学术交流などに貢献できたものとする。</p> <p>今後も留学生、就学生の受入れ促進のための諸施策を他の行政分野を担当する機関とも協力の上で実施していくことに加え、スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた一層幅広く円滑な交流を支援していくこととする。</p>	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段															
							基準年次	達成年次																			
										<p>平成17年3月25日から同年9月25日までの間(185日間)、愛知県において開催される同博覧会(以下「愛知万博」という)関係については、平成16年6月30日、在留資格「特定活動」に係る法務省告示を改正し、参加国及び参加国際関係機関の愛知万博関係者については、開催準備期間から円滑な受入れが可能となった。</p> <p>〔評価総括〕 各種施策の実施により、達成目標である学術・文化面に係る外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献することができたものと考え、留学生の不法残留が再び増加傾向にあるなどといった状況を踏まえ、在留資格に係る審査の一層の適正化を図った結果、真に学ぶことを目的とする学生の適正な入国・在留の実現が図ることができた。 関係機関との連携を密にしつつ実態調査を積極的に実施するなど、引き続き厳格な審査を実施していく必要があるほか、依然として、在籍管理が適正に行われていない教育機関が散見され、関係機関との協力の上、留学生、就学生の受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。</p>																	
2 - (3) -	好ましくない外国人の排除	<p>(基本目標) 我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。</p> <p>(達成目標) 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。</p>	C				平成12年3月	平成17年3月		<p>平成17年1月1日現在の本邦における不法残留者数は207,299人と前年同期に比べ12,119人(5.5%)減少し、10年前の平成8年5月1日現在と比べ72,201人(27.1%)の減少となるなど引き続き減少傾向を維持していることから、有効的な不法滞在者対策を実施することができたものと考え。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法の一部改正 積極的な摘発、円滑な送還の実施等 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施 水際対策の実施</p>																
			P	我が国における不法滞在者数(推計値)	CM	5年間で不法滞在者数の半減			<p>(考え方) 不法滞在者数を、今後5年間で半減させる。 (根拠) 犯罪対策閣僚会議(H15.12)「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">不法残留者総数の推移 (単位:人)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th colspan="2">H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法残留者数</td> <td>220,552</td> <td>219,418</td> <td colspan="2">207,299</td> </tr> </tbody> </table>	不法残留者総数の推移 (単位:人)					区分	H15	H16	H17		不法残留者数	220,552	219,418	207,299			
不法残留者総数の推移 (単位:人)																											
区分	H15	H16	H17																								
不法残留者数	220,552	219,418	207,299																								

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
				厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還など不法滞在者縮減のための施策の実施状況	P	効果的な不法滞在者対策の実施				<p>(1) 出入国管理及び難民認定法の一部改正 不法滞在者対策として、不法滞在に係る罰金を大幅に引き上げ、悪質な不法滞在者に係る上陸拒否期間を5年から10年に伸長する一方で、自ら当局に出頭した者で一定の要件に該当するものについては、簡易な手続で迅速に出国させるための出国命令制度を新設し、その上陸拒否期間を5年から1年に短縮すること等を行うことにより、不法滞在者の自主的な出頭を促す措置を講じるほか、虚偽申請やその他不正の手段により上陸許可を受けるなど本来我が国に入国・在留することのできない外国人に対して意見聴取等を行う等の手続を執った上で、その在留資格を在留期間の途中で取り消すことができる制度を新設し、不法滞在者の一層の減少を実現するための出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が平成16年5月27日、可決、成立し、同年12月2日に施行された。</p> <p>(2) 積極的な摘発、円滑な送還の実施等 ア 摘発体制の強化 摘発専従型出張所である新宿出張所を新設し、平成15年4月から同12月までに不法滞在者等847人を摘発。また、東京入国管理局に調査企画部門を新設し、質の高い情報分析を行い、提報等を最大限活かせるような体制整備を行った。さらに、入国管理局ホームページにおいてメールによる情報受付を開始し、情報を提供しやすい環境を整備し入管法違反外国人の集中摘発の実施等 平成16年度においては、入国警備官を全国規模で動員して、不法滞在者が集中する地域や全国の主要な繁華街を縦断的に摘発するなどの集中摘発を実施した結果、平成16年4月19日から6月18日までの間、当局の集中摘発としては史上最高の1,699人を摘発した。10月13日から11月5日までの間、近畿・東海地区において集中摘発を実施し、348人を摘発した。</p>	<p>全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、偽変造文書発見件数は、平成15年に急増した影響で平成16年には減少しているが、全体として増加傾向にあり、平成16年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は2,688件で、5年前の平成12年における2,083件と比べ605件(29.0%)増加しており、新たな入管法違反者の入国阻止に有効であったものと考ええる。</p> <p>トランジットエリアを悪用する者に対して退去強制手続を執った数は、成田空港においては、平成15年127人であったのが、平成16年には前年の2倍を超える260人となったほか、関西空港においても平成16年に12人となった。</p>	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
										<p>円滑な送還</p> <p>東京入国管理局に違反調査・摘発業務要員36人、退去強制事由に該当するか否かを審査する違反審査要員7人、収容場の処遇業務要員6人、成田空港等への護送等執行業務要員8人、新宿出張所における違反調査・摘発業務要員31人を増員した。また、名古屋入国管理局中部空港支局に空港開設に伴って、収容場が設置されたことから、監視・執行業務要員10人を増員し、一層強力な退去強制業務処理体制を構築した。</p> <p>(3) 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施</p> <p>平成16年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼するとともに、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭・巡回広報による啓発、在日外国大使館及び在外日本公館を通じて啓発等の広報を行った。また、平成16年6月には、政府の「外国人労働者問題啓発月間」が設定され、外国人労働者問題に関する国民の理解の促進が図られているところ平成15年度に引き続き、警察庁、厚生労働省、法務省の担当課長で構成される「不法就労外国人対策等協議会」は、経済4団体に対し、傘下の事業主に対する適正な外国人の雇用に関する指導と啓発を行うよう要請した。</p>	<p>【評価総括】</p> <p>平成12年3月に策定された第2次出入国管理基本計画において、強力かつ効率的な不法滞在者対策を実施することとしていたところ、全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数が大幅に増加し、入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考えられることから、入管審査を行う上で、効果があった。また、強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するために、不法滞在事犯の取締り（摘発・収容・送還）の強化に必要な要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに、入国警備官を全国規模で動員して、不法滞在者が集中する地域等で摘発を行った結果、不法滞在者数が継続的に減少していることから、不法滞在者対策として有効であったものと評価できる。</p>	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
										<p>(4) 水際対策の実施</p> <p>ア 偽変造文書対策の強化 出入国審査時における偽変造文書対策を一層強化するため、平成11年4月東京入国管理局成田空港支局に、平成12年4月大阪入国管理局関西空港支局に偽変造文書対策室をそれぞれ設置し、平成17年2月に名古屋入国管理局中部空港支局にも設置し、また、これらの組織を拠点として、全国の空海港で出入国審査において行使された旅券等の文書鑑識のほか、入国審査官、入国警備官に対する文書鑑識研修を実施し、職員の鑑識能力の向上を図った。平成16年度には、旅券の印刷等に使用されたインクの成分等を分析するため、様々な波長の光を当てて検査する機器にパソコンを一体化させて文書鑑識機能が向上した最新鋭機器である分光光度計を新たに成田、関西、中部及び福岡空港に配置した。</p> <p>イ 出入国審査体制の強化 上陸口頭審理及び偽変造文書鑑識業務の支援要員として、東京入国管理局成田空港支局に入国審査官2人、大阪入国管理局関西空港支局に入国審査官4人、出入国審査業務要員として、札幌入国管理局、大阪入国管理局舞鶴出張所及び広島入国管理局境港出張所にそれぞれ入国審査官4人、中部国際空港の開港に伴い、名古屋入国管理局中部空港支局の体制整備として、入国審査官を52人増員し、一層強力な出入国審査業務体制を構築した。</p> <p>ウ パトロールの強化 我が国において空港内のトランジットエリアを悪用し、米国等第三国への不法入国を試みる者及び第三国への不法入国を試みる者を幫助する者が後を絶たず、これらの者に対する厳格な取扱いが、国際組織犯罪、テロ対策上喫緊の課題となっていることから、平成14年度から、成田空港及び関西空港においてトランジットエリアにおけるパトロールを強化し、平成16年度においても引き続き、同エリアでの偽変造文書行使事案等悪質な事案の発見・防止を図っている。</p>	<p>不法残留者数は20万人を超えており、依然として高水準にあるほか、不法滞在外国人による凶悪犯罪などが発生している中で、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除していく必要がある。</p> <p>入国管理局としては限られた人員でより効果的な取締りの実現を目指し効率的な退去強制手続のための制度を検討していくとともに、情報管理とその情報の駆使及び関係機関との協力強化等により、一層強力かつ効果的な不法滞在者対策を推進していく必要がある。</p>	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
2 - (4) -	国の利害に関係のある争訟の処理	<p>(基本目標) 訟務部門が処理する本訴事件を適正・迅速に処理することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p> <p>(達成目標) 訟務部門が処理する本訴事件の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。</p>	P				平成16年度	平成20年度			<p>本案訴訟で平成16年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決1,101のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け、又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は、859で、その率は78.0%であり、平成15年度に比し6.3ポイント上昇した。これは、目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因が存することから、訟務組織の講じた施策が直ちに反映された結果であるとは即断し難いが、平成16年度に講じた施策である準備書面作成支援システムの充実等による事務の効率化、各種会議等における担当職員への周知徹底、平成15年度に講じた施策である所管行政庁等に対する裁判の迅速化に関する法律及び改正民事訴訟法の留意点をまとめた小冊子の配布による裁判の迅速な訴訟対応への協力要請等の成果もポイント上昇に寄与しているものと思われる。各施策は有効であったと考えられる。</p> <p>訟務事務担当職員の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備のための各種施策を実施するとともに、所管行政庁等との協力関係の一層の充実・強化を図るための各種施策を実施する必要性がある。</p>	<p>訴訟対応についての各府省事務次官あて法務事務次官通知冊子の作成配布</p>
			P	判決により終了した本訴事件の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率	P	100%						

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段																													
							基準年次	達成年次																																	
2 - (5)	広報活動の推進	(基本目標) 国民等が、法務省の活動を理解できるようにする。	C				平成16年度				<p>ホームページの改訂や広報誌の発刊については最新情報の掲載やわかりやすい紙面の工夫等を行った結果、アクセス件数の増加及び配布部数の増加が見られ、広報活動の推進として有効である。</p> <p>法の日週間における各種行事の実施、法務省見学者への対応を拡充し、法務省広報誌の国民等への配布、法務省の業務紹介ビデオの貸出し、上映</p> <p>法の日週間における各種行事の実施、法務省見学者への対応及び法務省の業務紹介ビデオの貸出し・上映については前年度より件数等が減少しているが、これは、平成16年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、広く国民に対して制度の趣旨及び概要を周知することが喫緊の課題であったことから、裁判員制度を題材とした座談会・講演会等の行事を重点的かつ精力的に行ったことによるものである。</p> <p>今後も法務行政全般に関する理解を得るため広報活動を推進していくことが必要である。(なお、特に広く国民等に対して積極的に広報を行う必要のある裁判員制度の理解・興味を深めることは重要である。)</p>	<p>法務省ホームページの改訂 法の日週間における各種行事の実施 法務省見学者への対応を拡充 法務省広報誌の国民等への配布 法務省の業務紹介ビデオの貸出し、上映</p>																													
		(達成目標1) 法務省ホームページのアクセス件数が増加する。	P	法務省ホームページの改訂件数、アクセス件数	P	対前年度増			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページ改訂件数(件)</td> <td>1,009</td> <td>1,074</td> </tr> <tr> <td>ホームページアクセス件数(件)</td> <td>3,154,468</td> <td>3,276,684</td> </tr> </tbody> </table>	区分			H15年度	H16年度	ホームページ改訂件数(件)	1,009	1,074	ホームページアクセス件数(件)	3,154,468	3,276,684																					
		区分	H15年度	H16年度																																					
		ホームページ改訂件数(件)	1,009	1,074																																					
		ホームページアクセス件数(件)	3,154,468	3,276,684																																					
		(達成目標2) 法の日週間への参加国民数が増加する。	P	法の日週間の広報・各種行事の実施件数、参加国民数	P	対前年度増			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">H15年度</th> <th colspan="2">H16年度</th> </tr> <tr> <th>実施件数(件)</th> <th>参加者数(人)</th> <th>実施件数(件)</th> <th>参加者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>座談会・講演会</td> <td>34</td> <td>5,180</td> <td>59</td> <td>5,168</td> </tr> <tr> <td>法律・法務行政相談</td> <td>1,377</td> <td>17,471</td> <td>1,280</td> <td>18,104</td> </tr> <tr> <td>公判傍聴・見学会等</td> <td>71</td> <td>1,980</td> <td>86</td> <td>2,536</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>31</td> <td>2,911</td> <td>49</td> <td>2,998</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,513</td> <td>27,542</td> <td>1,474</td> <td>28,806</td> </tr> </tbody> </table>	区分			H15年度		H16年度		実施件数(件)	参加者数(人)	実施件数(件)	参加者数(人)	座談会・講演会	34	5,180	59	5,168	法律・法務行政相談	1,377	17,471	1,280	18,104	公判傍聴・見学会等	71	1,980	86	2,536	その他	31	2,911	49	2,998	合計
区分	H15年度		H16年度																																						
	実施件数(件)	参加者数(人)	実施件数(件)	参加者数(人)																																					
座談会・講演会	34	5,180	59	5,168																																					
法律・法務行政相談	1,377	17,471	1,280	18,104																																					
公判傍聴・見学会等	71	1,980	86	2,536																																					
その他	31	2,911	49	2,998																																					
合計	1,513	27,542	1,474	28,806																																					
(達成目標3) 法務省見学者が増加する。	P	法務省見学の申込みの受入件数、見学者数	P	対前年度増			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入件数(件)</td> <td>79</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>見学者数(人)</td> <td>806</td> <td>638</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H15年度	H16年度	受入件数(件)	79	69	見学者数(人)	806	638																									
区分	H15年度	H16年度																																							
受入件数(件)	79	69																																							
見学者数(人)	806	638																																							
(達成目標4) 法務省広報誌(「法務省だより・あかれんが」)の一般読者数が増加する。	P	法務省広報誌(「法務省だより・あかれんが」)の国民等への配布数	P	対前年度増			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布数(部)</td> <td>69,873</td> <td>70,648</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H15年度	H16年度	配布数(部)	69,873	70,648																												
区分	H15年度	H16年度																																							
配布数(部)	69,873	70,648																																							
(達成目標5) 法務省の業務紹介ビデオの貸出件数(上映件数)が増加する。	P	法務省の業務紹介ビデオの貸出し件数(上映件数)	P	対前年度増			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出し(件)</td> <td>959</td> <td>826</td> </tr> <tr> <td>上映(件)</td> <td>20,687</td> <td>18,785</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H15年度	H16年度	貸出し(件)	959	826	上映(件)	20,687	18,785																									
区分	H15年度	H16年度																																							
貸出し(件)	959	826																																							
上映(件)	20,687	18,785																																							

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
2 - (5) -	国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進	(基本目標) 開発途上国における刑事司法運営が効率的になされるようになる。	C				平成16年度				<p>研修の実施件数の達成率128.6%、研修の参加人員の達成率143.6% 本事業においては、アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズに応えた国際研修を実施し、これら同国らの刑事司法に携わる者の知識や経験等の涵養に貢献した。</p> <p>国際会議の開催の達成率100% 刑事司法専門家23名が出席し、刑事司法の現状及び効果的対策につき会議を開催したもので、各国の刑事司法運営及び国際協力のより効果的な方策探求に貢献した。また、平成17年度に開催の「犯罪防止及び刑事司法に関する第11回国際連合会議(コンGRES)」を控え、その準備についても議論した。</p> <p>国際会議への参加回数の達成率50%、国際会議への参加人員の達成率50% 平成16年5月に開催された「第13回国連犯罪防止刑事司法委員会」に参加し、国連の犯罪防止施策の強化に協力・貢献することができた。なお、参加を予定していた国連刑事司法関係機関長会議は開催が延期された。</p>	国際研修・セミナーの実施 国際会議の開催 国際会議への参加
		(達成目標1) 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施	P	研修の実施件数	P	7回			研修の実施件数 9回			
				研修への参加人員	P	117人			研修への参加人数 168人			
		(達成目標2) 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により、刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催	P	国際会議の開催回数	P	1回			刑事司法専門家会議を開催			
				国際会議への参加人員	P	40人			国際会議の参加人員 23人			
		(達成目標3) 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加	P	国際会議への参加回数	P	2回			国際会議への参加回数 1回			
				国際会議への参加人員	P	4人			国際会議への参加人員 2人			

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
2 - (5) -	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進	(基本目標) 支援対象国の民商法分野における法制が維持・整備されるようになる。	C				平成16年度				<p>研修の実施件数の達成率100%、研修の参加人員の達成率118.3% 本事業においては、ベトナム、ラオス等の支援対象国からの個々のニーズにこたえた国際研修を実施し、各国の法制の維持・整備に従事する者の知識や経験等の涵養に貢献したものと認められる。</p> <p>職員のパ遣件数の達成率100% 当初の計画どおり支援対象国の法制度及びその運用の実態について調査を実施し、国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案等に必要な情報が得られた。</p> <p>研究員の招へい件数の達成率100% 当初の計画どおり、ベトナムから最高人民検察院次長検事ほか1名を招へいし、訴訟制度及び検察官制度に関する比較研究を行ったほか、アジア・太平洋諸国の法制比較研究の一環として、国際協力部が起草支援に寄与した法案の中で初めて法律として成立したベトナム民事訴訟法について、同法起草の最高責任者であるベトナム最高人民裁判所から副長官ほか2名を招へいし、民事訴訟法制度に関する比較研究を行い、支援対象国の法制度の起草と運用に関する現状と問題点について、今後の法整備支援に資する有用な情報が得られた。</p>	<p>国際研修の実施 諸外国の法制等の調査研究の実施 国際専門家会議の開催</p>
		(達成目標1) 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施	P	研修の実施件数	P	8回			-	国際研修の実施回数 8回(延べ199日)		
				研修への参加人員	P	82人				研修への参加人員合計 97人		
		(達成目標2) 諸外国の法制等の調査研究の実施	P	諸外国への調査職員のパ遣件数	P	1回				諸外国への調査職員のパ遣件数 1件1名		
				諸外国からの研究員の招へい件数	P	5人			諸外国からの研究員の招へい件数 5人			

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次				
		(達成目標3) 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催	P	会議の開催回数	P	1回				法整備支援連絡会を開催	国際専門家会議の開催の達成率100% 参加人員の達成率143.7% 当初計画どおり開催し、参加人員は当初の計画を超えるものとなった。会議の内容は、ベトナムの民事訴訟法起草支援に関する日越各責任者からの貴重な情報提供が行われたほか、国内の法整備支援機関が行う支援の現状についての情報交換がなされ、法整備支援関係機関の協調の必要性を再確認するなど、今後の法整備支援の在り方について活発な議論が交わされ、本政策の基本目標達成のための意見、情報交換の場として、極めて有意義な会議となった。	
				会議への参加人員	P	71人				参加人員102人		

(注) 法務省から送付された「平成16年度法務省事後評価実施結果報告書」に基づき当省が作成した。

【別添2】

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

（説明）

本審査表は、公表された法務省の「平成17年度法務省事前評価実施結果報告書」に基づき総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の記載順に従って番号を記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのか整理して記入した。
	「分類」欄	<p>「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する部分を記入した（複数もあり得る。）。</p> <p>「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。</p> <p>その他の検証方法（例示）</p> <p>「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。</p> <p>「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出して根拠付けている。</p> <p>「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。</p>
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		<p>以下に該当するものについて記入した。</p> <p>「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの</p> <p>「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの</p>
「検証を行う時期」欄		事後に検証を予定している場合に、その検証を実施する時期を記入した。
「効果の把握の方法」欄		事後の検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。

政策評価審査表(法務省)

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
1	高崎法務総合庁舎新営工事 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービス向上を図る。 </div>	施設整備 【平成18年度概算要求額】 記載なし 【事業期間】 記載なし < 調査費要求 >	検察業務の質的・量的変化への対応 地域との調和 業務の効率化・処遇改善 環境負荷の低減 フレキシビリティの向上	当該施設を整備することにより、老朽化、狭あい等の従来施設の不都合が解消されることから、効果の達成は可能と判断		【必要性】 以下についての評点が100点以上という基準を満たす。 事業の緊急性 検察庁:100点 拘置支所:110点 計画の妥当性 検察庁:133点 拘置支所:100点	施設使用後5年経過後実施 (大臣官房施設課における事業評価システム)	現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
2	伊丹法務総合庁舎新営工事 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービス向上を図る。 </div>	施設整備 【平成18年度概算要求額】 記載なし 【事業期間】 記載なし < 事業費要求 >	検察業務の質的・量的変化への対応 行政サービスの向上	当該施設を整備することにより、老朽化、狭あい等の従来施設の不都合が解消し、他官署の統合受入れに対応できることから、効果の達成は可能と判断		【必要性】 事業の緊急性(119点)、計画の妥当性(121点)についての評点が100点以上という基準を満たす 【効率性】 費用対効果3.7	施設使用後5年経過後実施 (大臣官房施設課における事業評価システム)	現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
3	宮崎法務総合庁舎新営工事 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービス向上を図る。 </div>	施設整備 【平成18年度概算要求額】 記載なし 【事業期間】 記載なし < 事業費要求 >	検察業務の質的・量的変化への対応 行政サービスの向上	当該施設を整備することにより、老朽化、狭あい等の従来施設の不都合が解消し、他官署の統合受入れに対応できることから、効果の達成は可能と判断		【必要性】 事業の緊急性(102点)、計画の妥当性(133点)についての評点が100点以上という基準を満たす 【効率性】 費用対効果3.5	施設使用後5年経過後実施 (大臣官房施設課における事業評価システム)	現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
4	島根あさひ社会復帰促進センター整備事業 刑務所における著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和、解消し、適正な収容状態を確保するため、新たな刑務所をPFI方式により整備する。	施設整備 【平成18年度概算要求額】記載なし 【事業期間】記載なし < 事業費要求 >	地域との調和 業務の効率化・処遇改善 環境負荷の低減 フレキシビリティの向上	当該施設を整備することにより、既存施設における過剰収容やそれに伴う処遇環境の悪化等が解消されることから、効果の達成は可能と判断		【必要性】事業の緊急性(100点)、計画の妥当性(110点)についての評点が100点以上という基準を満たす 【効率性】費用対効果1.7	施設使用後5年経過後実施 (大臣官房施設課における事業評価システム)	現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
5	小田原少年院新営工事 老朽・経年による機能不備を解消し、現行法令に適合した施設に改築することにより、国民の安全の確保、治安の維持及び青少年教育の向上に寄与する。	施設整備 【平成18年度概算要求額】記載なし 【事業期間】記載なし < 調査費要求 >	地域との調和 業務の効率化・処遇改善 環境負荷の低減 フレキシビリティの向上	当該施設を整備することにより、老朽化、狭あい等の従来施設の不都合が解消されることから、効果の達成は可能と判断		【必要性】事業の緊急性(115点)、計画の妥当性(121点)についての評点が100点以上という基準を満たす	施設使用後5年経過後実施 (大臣官房施設課における事業評価システム)	現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握

(注) 「平成17年度法務省事前評価実施結果報告書」に基づき当省が作成した。